

吸収分割に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

2025 年 10 月 21 日

塩野義製薬株式会社

2025 年 10 月 21 日

吸収分割に係る事前開示書類
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

大阪市中心区道修町三丁目 1 番 8 号
塩野義製薬株式会社
代表取締役会長兼社長 CEO 手代木 功

塩野義製薬株式会社（以下「承継会社」といいます。）及び日本たばこ産業株式会社（以下「分割会社」といいます。）は、2025 年 9 月 25 日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を 2025 年 12 月 1 日として、分割会社がその営む医薬事業（以下「本承継対象事業」といいます。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 1 号）

承継会社は、本吸収分割に際して、分割会社に対して、金 5,396,796,605 円に本調整額（別紙 1 の吸収分割契約書において定義されます。）を加算して算出される金額を交付します。本吸収分割において、分割会社が受領する金銭について、分割会社及び承継会社は、本承継対象事業の過去及び将来の業績動向、今後の事業の成長性等を踏まえ事業価値を算出し、両者協議のうえ決定しました。承継会社は、本吸収分割に際して、算定機関から算定書は取得しておりません。なお、承継会社は、分割会社及び承継会社の関連当事者には該当せず、本吸収分割に関して記載すべき重要な利害関係を有していない西村あさひ法律事務所・外国法共同事業を本吸収分割に関するリーガル・アドバイザーとして選任し、本吸収分割に関する諸手続並びに意思決定方法及び意思決定過程等に関する法的助言を受けております。

3. 分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 192 条第 4 号）

(1) 分割会社の最終事業年度に係る計算書類等（同号イ）

別紙 2 に記載のとおりです。

(2) 分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

(3) 分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

- ① 新規劣後特約付ローンによる資金調達及び既存劣後特約付ローンの期限前弁済の実施
分割会社は、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱 UFJ 銀行、株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社を貸付人として劣後特約付ローンにより 2025 年 1 月 31 日に総額 1,000 億円の資金調達を実行し、かかる資金により、2020 年 1 月 31 日に実行済みの劣後特約付ローン 1,000 億円の期限前弁済を実施しました。
- ② カナダ子会社に対する訴訟の和解及び訴訟損失引当金の計上
カナダ・ケベック州における分割会社の現地子会社である JTI-Macdonald Corp. を被告に含む、Rothmans, Benson & Hedges Inc. 及び Imperial Tobacco Canada Limited の計 3 社に対する喫煙と健康に係る訴訟の調停手続について、現地時間 2025 年 3 月 6 日、オンタリオ州上位裁判所が再生計画案を承認する旨の決定を下し、和解しました。当該和解に伴い、分割会社グループは、2024 年 12 月期決算数値において、修正後発事象として、訴訟損失引当金 3,756 億円を 2024 年度の営業費用として計上しました。
- ③ 分割会社海外子会社からの配当金受領
分割会社海外子会社である JT International Holding B.V. は、2025 年 3 月 24 日開催の取締役会において剰余金の配当を決議し、分割会社は JT International Holding B.V. から 2025 年 3 月 26 日に 11 億米ドルの配当金を受領しました。
- ④ 第 18 回社債及び第 19 回社債（一般担保付）の発行
分割会社は、第 18 回社債及び第 19 回社債（一般担保付）を発行しました。その概要は以下のとおりです。

社債の名称	第18回一般担保付社債	第19回一般担保付社債
発行総額	500億円	200億円
年限	5年	10年
償還期日	2030年4月10日	2035年4月10日
利率	年1.293%	年1.781%
各社債の金額	1億円	
払込金額	各社債の金額100円につき金100円	
払込期日	2025年4月10日	
償還方法	満期一括償還。ただし、発行後の買入消却を可能としている。	
募集の方法	一般募集	
担保	日本たばこ産業株式会社法に基づく一般担保	
引受金融商品取引業者	みずほ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、SMBC日興証券株式会社を主幹事、野村證券株式会社、大和証券株式会社を幹事とする引受団	
社債管理者	株式会社みずほ銀行	
取得格付	株式会社格付投資情報センター：AA 株式会社日本格付研究所：AA+	

資金の使途	有利子負債の返済に充当
-------	-------------

- ⑤ 分割会社及び分割会社海外子会社による普通社債の発行
 分割会社及び分割会社海外子会社である JT International Financial Services B.V.は、普通社債を発行しました。その概要は以下のとおりです。

(分割会社による発行)

社債の名称	2028年満期 米ドル建普通社債	2030年満期 米ドル建普通社債	2035年満期 米ドル建普通社債
発行総額	8億米ドル	9億米ドル	8億米ドル
年限	3.1年	5.2年	10.2年
償還期日	2028年5月15日	2030年6月15日	2035年6月15日
利率	年4.85%	年5.25%	年5.85%
払込金額	額面金額の99.864%	額面金額の99.869%	額面金額の99.724%
払込期日	2025年4月15日		
募集の方法	米国、欧州、アジアをはじめとする海外市場における募集。ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対してのみ行われ、米国外においては1933年米国証券法に基づくレギュレーションSに従い非米国人に対してのみ行われる。		
担保	日本たばこ産業株式会社法に基づく一般担保		
上場市場	ルクセンブルク証券取引所 ユーロ MTF		
取得格付	ムーディーズ・ジャパン株式会社：A2 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社：A+		
資金使途	有利子負債の返済に充当		

(JT International Financial Services B.V.による発行)

社債の名称	2035年満期 ユーロ建普通社債
発行総額	5.5億ユーロ
年限	10.2年
償還期日	2035年6月17日
利率	年4.125%
払込金額	額面金額の 99.426%
払込期日	2025年4月17日
募集の方法	欧州、アジアをはじめとする海外市場における募集。ただし、1933年米国証券法のレギュレーションSに従い非米国人に対してのみ行われる。
保証人	分割会社
発行プログラム	ユーロ MTN プログラム

上場市場	ルクセンブルク証券取引所 ユーロ MTF
取得格付	ムーディーズ・ジャパン株式会社：A2 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社：A+
資金使途	有利子負債の返済に充当

- ⑥ 承継会社による鳥居薬品の非公開化及び鳥居薬品株式の売却
分割会社は、承継会社との間で2025年5月7日付で公開買付けに係る合意書を締結し、当該契約に基づき、承継会社は、鳥居薬品株式会社（以下「鳥居薬品」といいます。）の普通株式に対する公開買付けを実施し、その結果、2025年6月25日をもって、鳥居薬品の普通株式10,977,091株を1株当たり6,350円（総額69,704,527,850円）で取得しました。また、当該契約に基づき、鳥居薬品による2025年9月1日を効力発生日とする株式併合が実施され、当該株式併合によって生ずる端数については承継会社が会社法に基づき裁判所の許可を得て買い取る予定です。さらに、当該契約に基づき、分割会社は、2025年9月1日に、株式併合の効力発生日後に保有する鳥居薬品株式の全部を鳥居薬品に対して70,341,718,400円で売却しました。
- ⑦ Akros Pharma Inc.に係る株式譲渡契約の締結
分割会社の完全子会社であるJT America Inc.は、2025年5月7日付で、承継会社の完全子会社であるShionogi Inc.との間で、JT America Inc.の完全子会社であるAkros Pharma Inc.の株式の譲渡に関して、株式譲渡契約を締結しました。JT America Inc.は、当該株式譲渡契約に基づき、2025年11月30日（米国東部標準時）に、JT America Inc.が保有するAkros Pharma Inc.の株式の全てを24百万米ドルでShionogi Inc.に譲渡する予定です。
- ⑧ 分割会社海外子会社からの配当金受領
分割会社海外子会社であるJT International Holding B.V.は、2025年6月23日開催の取締役会において剰余金の配当を決議し、分割会社はJT International Holding B.V.から2025年6月25日に約5.6億米ドルの配当金を受領しました。
- ⑨ 剰余金の配当（増配）及び配当予想の修正
分割会社は、2025年7月31日に開催された分割会社取締役会において、2025年6月30日を基準日とする中間配当について、1株当たり配当金を104円（配当金総額184,641百万円）、効力発生日を2025年9月1日とする剰余金の配当（増配）につき決議するとともに、2025年12月期の期末配当予想を104円に修正しました。
- ⑩ 分割会社海外子会社からの配当金受領
分割会社海外子会社であるJT International Holding B.V.は、2025年8月22日開催の取締役会において剰余金の配当を決議し、分割会社はJT International Holding B.V.から2025年8月26日に10億米ドルの配当金を受領しました。
- ⑪ 分割会社海外子会社による外貨建ハイブリッド社債の発行並びに外貨建ハイブリッド社債の買入
分割会社海外子会社であるJT International Financial Services B.V.は、2055年満期ユーロ建劣後特約付社債（利子繰延条項付）（以下「本新規ハイブリッド社債」といいます。）の海外市場における発行、並びに、2081年満期ユーロ建劣後特約付社債（利子繰延条項付）（以下「本既往ハイブリッド社債」といいます。）について買入（以下「本買入」といいます。）のオファーを実施しました。その概要は以下のとおりです。

（本新規ハイブリッド社債の概要）

発行総額	5億ユーロ
償還期日	2055年9月4日 ただし、2031年3月4日（当該日を含む）までの3ヶ月間及びその後の各利払日に、JTIFSの裁量で元本金額により繰上償還可能。その他一定の場合にも繰上償還を可能とする規定がある。
当初利率	年3.870%※1
利息支払いに関する条項	10年間を上限に、利息支払の任意繰延が可能
払込金額	額面金額の 99.994%
払込期日	2025年9月4日
募集の方法	一定の制限の下、欧州、アジアをはじめとする海外市場における募集。 ただし、1933年米国証券法のレギュレーションSに従い非米国人に対してのみ行われる。
保証人	分割会社による劣後保証（以下「本劣後保証」といいます。）
発行プログラム	ユーロ MTN プログラム
上場市場	ルクセンブルク証券取引所 ユーロ MTF
取得格付	ムーディーズ・ジャパン株式会社：A3 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社：A- 株式会社格付投資情報センター：A+
格付機関による資本性評価	ムーディーズ・ジャパン株式会社：バスケットM S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社：中資本性- 株式会社格付投資情報センター：クラス3・資本性50
資金使途	本既往ハイブリッド社債の買入を含む一般事業目的資金
借換制限	契約上の定めなし※2
優先順位	本新規ハイブリッド社債は、発行会社の清算手続等において、発行会社の一般の債務に劣後し、本新規ハイブリッド社債と同順位の又は同順位であると表明された債務と同順位として扱われ、本新規ハイブリッド社債に劣後する又は劣後すると表明された債務（本既往ハイブリッド社債を含む）、優先株式及び普通株式に優先する。本劣後保証債務は、当社の清算手続等において、当社の一般の債務に劣後し、本劣後保証債務と同順位の又は同順位であると表明された債務と同順位として扱われ、本劣後保証債務に劣後するまたは劣後すると表明された債務、優先株式及び普通株式に優先する。

※1 2031年3月4日までの固定利率であり、以降は5年毎にリセットされる固定利率となる。また、2036年3月4日に25bps、2051年3月4日に更に75bpsの利率のステップアップが発生する。

※2 借換制限については、契約上の定めはないものの、本新規ハイブリッド社債を期限前償還する場合、当社及びJTIFSは、法的または契約上の義務を負うことなく、期限前償還日（当該日を含む）までの12ヶ月以内に、普通株式または本新規ハイブリッド社債と同等以上の資本性を有するものと格付機関から認定された資金調達により本新規ハイブリッド社債を借り換えることを意図している。その際、期限前償還が可能となる時点において、2025年6月末と比較して調整連結自己資本*の金額が本ハイブリッド社債による調達金額以上増加しており、かつ、調整連結自己資本比率**が同水準以上である場合は、当該資金調達を見送る可能性がある。

* 調整連結自己資本：保証人である当社の連結財務諸表の「資本合計」から「その他の資本構成要素」のうち「在外営業活動体の換算差額」を控除した額

**調整連結自己資本比率：上記調整連結自己資本を保証人である当社の連結財

務諸表の「負債及び資本合計」から「その他の資本の構成要素」のうち「在外営業活動体の換算差額」を控除した額で除した値

(本買入の結果)

銘柄	受理した元本金額	買入価格	決済日
2081年満期ユーロ建劣後特約付社債（利払繰延条項付）	132,443,000ユーロ	99.875%	2025年9月4日

(対象社債の残高)

銘柄	初回コール期間	残高
2081年満期ユーロ建劣後特約付社債（利払繰延条項付）	2026年1月7日～ 2026年4月7日	367,557,000ユーロ

4. 承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第192条第6号イ）

① 承継会社の完全子会社間の吸収分割

2025年4月1日を効力発生日として、承継会社の完全子会社である株式会社UMNファーマを吸収分割会社とし、承継会社の完全子会社であるシオノギファーマ株式会社（以下「シオノギファーマ」といいます。）を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本完全子会社吸収分割」といいます。）を行いました。本完全子会社吸収分割により、株式会社UMNファーマののれんや無形資産などの一部資産はシオノギファーマに承継されますが、本完全子会社吸収分割が承継会社の連結業績に与える影響は軽微です。

② 配当予想の修正（増配）

承継会社は、2025年4月24日に開催された承継会社取締役会において、2025年3月期の期末配当予想を1株当たり33円に修正いたしました。

③ 承継会社による鳥居薬品の非公開化及び鳥居薬品株式の売却

承継会社は、分割会社との間で2025年5月7日付で公開買付けに係る合意書を締結し、当該契約に基づき、承継会社は、鳥居薬品の普通株式に対する公開買付けを実施し、その結果、2025年6月25日をもって、鳥居薬品の普通株式10,977,091株を1株当たり6,350円（総額69,704,527,850円）で取得しました。また、当該契約に基づき、鳥居薬品による2025年9月1日を効力発生日とする株式併合が実施され、当該株式併合によって生ずる端数については承継会社が会社法に基づき裁判所の許可を得て買い取る予定です。さらに、当該契約に基づき、分割会社は、2025年9月1日に、株式併合の効力発生日後に保有する鳥居薬品株式の全部を鳥居薬品に対して70,341,718,400円で売却しました。

④ Akros Pharma Inc.に係る株式譲渡契約の締結

承継会社の完全子会社であるShionogi Inc.は、2025年5月7日付で、分割会社の完全子会社であるJT America Inc.との間で、JT America Inc.の完全子会社であるAkros Pharma Inc.の株式の譲渡に関して、株式譲渡契約を締結しました。Shionogi Inc.は、当該株式譲渡契約に基づき、2025年11月30日（米国東部標準時）に、JT America Inc.が保有するAkros Pharma Inc.の株式の全てを24百万米ドルでJT America Inc.から譲り受ける予定です。

⑤ 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

承継会社は、2025年6月18日に開催された承継会社取締役会の決議に基づき、

譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行いました。その概要は以下のとおりです。

(1)	処分期日	2025年7月17日
(2)	処分する株式の種類及び数	承継会社普通株式 200,400株
(3)	処分価額	1株につき2,496.5円
(4)	処分総額	500,298,600円
(5)	処分先及びその人数並びに処分株式の数	取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）2名 58,500株 執行役員（取締役兼任者は除く） 15名 101,700株 組織長 55名 40,200株
(6)	その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における承継会社の債務（分割会社が吸収分割により承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第192条第7号）

承継会社の2025年3月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額、本吸収分割によって承継会社が分割会社から承継する予定の資産及び負債の見込額、並びに本吸収分割後の承継会社の収益及びキャッシュフローの見込額等から、本吸収分割の効力発生日以後においても、承継会社の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

別紙 1（吸収分割契約書）

（添付のとおり）



吸収分割契約書

塩野義製薬株式会社（以下「**承継会社**」という。）及び日本たばこ産業株式会社（以下「**分割会社**」という。）は、分割会社の医薬事業（以下「**本承継対象事業**」という。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「**本吸収分割**」という。）に関し、2025年9月25日（以下「**本契約締結日**」という。）付で、以下のとおり吸収分割契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

分割会社は、本契約の定めに従い、本効力発生日（第6条において定義する。以下同じ。）をもって、吸収分割の方法により、本承継対象事業に関して有する第3条記載の権利義務を承継会社に承継させ、承継会社は分割会社からこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び本店所在地）

本吸収分割に係る承継会社（吸収分割承継会社）及び分割会社（吸収分割会社）の商号及び本店所在地は、以下のとおりである。

(1) 吸収分割承継会社（承継会社）

（商号）塩野義製薬株式会社

（住所）大阪府大阪市中央区道修町3丁目1番8号

(2) 吸収分割会社（分割会社）

（商号）日本たばこ産業株式会社

（住所）東京都港区虎ノ門四丁目1番1号

第3条（承継対象権利義務）

1. 本吸収分割に際し、分割会社から承継会社に承継される権利義務（以下「**承継対象権利義務**」という。）は、別添「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。
2. 承継会社は、分割会社から承継会社に承継される分割会社の債務を、全て免責的に引き受ける。
3. 承継会社は、本条第1項に定めるほか、本吸収分割に際して、分割会社から、資産、債務（本効力発生日より前に生じた事由に起因又は関連して発生する債務を含む。）、雇用契約その他の権利義務を一切承継しない。

第4条（分割対価）

1. 本吸収分割の対価は、金 5,396,796,605 円（以下「**当初分割対価**」という。）に本調整額を加算して算出される金額（以下「**本分割対価**」という。）とする。
2. 本契約において、「**本調整額**」とは、以下の算式に従って算出される金額をいう。但し、当該金額の絶対値が 100 万円以下の場合には、零とする。

本調整額＝運転資本調整額－純有利子負債調整額

3. 本契約において、「**運転資本調整額**」とは、以下の算式に従って算出される金額をいう。

$\text{運転資本調整額} = \text{クロージング日運転資本額} - \text{基準運転資本額}$

上記算式において使用される以下の用語は、本契約において以下に定める意味を有する。

- (1) 「**クロージング日運転資本額**」とは、本吸収分割効力発生時点の本承継対象事業に係る運転資本の額をいう。

- (2) 「**基準運転資本額**」とは、金 4,274,519,000 円をいう。

4. 本契約において、「**純有利子負債調整額**」とは、以下の算式に従って算出される金額をいう。

$\text{純有利子負債調整額} = \text{クロージング日純有利子負債額} - \text{基準純有利子負債額}$

上記算式において使用される以下の用語は、本契約において以下に定める意味を有する。

- (1) 「**クロージング日純有利子負債額**」とは、本吸収分割効力発生時点の本承継対象事業に係る純有利子負債の額をいう。

- (2) 「**基準純有利子負債額**」とは、金 9,612,590,000 円をいう。

第 5 条（承継会社の資本金及び準備金の額）

承継会社は、本吸収分割により資本金及び準備金の額を変更しない。

第 6 条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「**本効力発生日**」という。）は、2025 年 12 月 1 日とする。但し、本吸収分割の準備手続の進行に応じ必要があるときは、本契約当事者間で別途合意することにより、本効力発生日を変更することができる。

第 7 条（分割承認決議）

1. 承継会社は、会社法第 796 条第 2 項の定めに従い、同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。
2. 分割会社は、会社法第 784 条第 2 項の定めに従い、同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。

第 8 条（本契約の変更又は解除）

承継会社及び分割会社は、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間において、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には合意により、本契約の内容を変更し又は本契約を終了することができる。

第 9 条（本吸収分割の効力）

本吸収分割は、日本たばこ産業株式会社法第8条に基づく財務大臣の認可が得られることを条件として、その効力を生ずる。

第10条（準拠法及び合意管轄）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法によって解釈される。
2. 本契約の履行及び解釈に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い、承継会社及び分割会社は、誠意を持って協議の上、これを解決する。

[以下余白]

本契約締結の証として、本書2通を作成し、承継会社及び分割会社はそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

2025年9月25日

承継会社：大阪市中央区道修町3丁目1番8号
塩野義製薬株式会社
代表取締役会長兼社長 CEO 手代木 功



本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、承継会社及び分割会社はそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2025 年 9 月 25 日

分割会社：東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 1 号

日本たばこ産業株式会社

代表取締役社長 寺畠 正道



承継権利義務明細表

分割会社が本承継対象事業に関して有する以下の資産、負債及び契約その他の権利義務を承継対象権利義務とする。

1. 資産

本承継対象事業のみに関して分割会社が有する一切の資産（次に掲げるものを含む。）

- (1) 生命誌研究館の建物（建物付属設備を含む。）
- (2) 高槻の土地（大阪府高槻市紫町 35 番 及び 35 番-1）
- (3) 横浜の土地（神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目 13 番 2）

2. 知的財産

本承継対象事業のみに関して分割会社が有する一切の知的財産

3. 負債

本承継対象事業に係る分割会社の負債（本承継対象事業に関する偶発債務、潜在債務、損害賠償債務又は簿外債務を含む。）

4. 承継対象契約（雇用契約以外）

本承継対象事業のみに関する一切の契約（下記 5. に掲げる雇用契約等及び次に掲げる契約を除く。）に関する契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務

- (1) 分割会社及び株式会社 JT ビジネスコムとの間の 2017 年 3 月 31 日付「JT ビジネスコム間接業務サービス基本契約書」（その後の変更・追加を含む。）
- (2) 分割会社及び株式会社 JT ビジネスコムとの間の 2017 年 3 月 31 日付「財務業務サービス契約書」（その後の変更・追加を含む。）
- (3) 分割会社及び Gilead Sciences, Inc.との間の 2022 年 11 月 14 日付「Confidential Release Agreement」（その後の変更・追加を含む。）
- (4) 分割会社及びジェイティプラントサービス株式会社の間の 2017 年 12 月 29 日付「業務委託基本契約書」（その後の変更・追加を含む。）
- (5) 分割会社及び株式会社ジェイティクリエイティブサービスの間の 2019 年 4 月 26 日付「業務委託基本契約書」（その後の変更・追加を含む。）
- (6) 分割会社及び株式会社ジェイティクリエイティブサービスの間の 2020 年 4 月 30 日付「業務委託基本契約書」（その後の変更・追加を含む。）

5. 雇用契約等

- (1) 本承継対象事業に主として従事する従業員（有期雇用社員（シニアパートナー）、嘱託社員及び内定者を含む。但し、スタッフ職又はマネジメント職に格付けされる従業員は、労働契約承継法に基づき異議を申し出た者に限る。また、従業員番号 56003、58593、62804 及び 65852 を除く。）との間の一切の雇用契約に関する契約上の地位及びかかる契約に基づき発生する一切の権利義務（退職給付債務を含む。）
- (2) 本承継対象事業に主として従事する派遣社員に係る派遣会社との間の契約に係る契約上の地位及びかかる契約に基づき発生する一切の権利義務
- (3) 次に掲げる契約（その後の変更・追加を含む。）に係る契約上の地位及びかかる契約に基づき発生する一切の権利義務
 - ・ 分割会社及び Akros Pharma Inc.（以下「Akros」という。）の間の 2000 年 4 月 1 日付「出向協定」
 - ・ 分割会社及び Akros の間の 2022 年 4 月 29 日付「日本たばこ産業株式会社から Akros Pharma Inc. への出向社員の労働条件に関する覚書」
 - ・ 分割会社及び鳥居薬品株式会社（以下「鳥居薬品」という。）の間の 1998 年 12 月 14 日付「日本たばこ産業株式会社社員の鳥居薬品株式会社への出向に関する協定書」
 - ・ 分割会社及び鳥居薬品の間の 2017 年 1 月 1 日付「出向社員の勤務条件等に関する覚書」
 - ・ 分割会社及び鳥居薬品の間の 1999 年 3 月 26 日付「鳥居薬品株式会社社員の日本たばこ産業株式会社への出向に関する協定書」
 - ・ 分割会社及び鳥居薬品の間の 2025 年 5 月 2 日付「出向社員の勤務条件等に関する覚書」

6. 許認可等

本承継対象事業に関する製品に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条第 1 項に基づく製造販売承認

以上

別紙 2（分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容）

（添付のとおり）

第40期 事業報告及び計算書類等

〔 自 2024年 1月 1日
至 2024年12月31日 〕

- 1 . 事 業 報 告
- 2 . 連 結 計 算 書 類
- 3 . 計 算 書 類
- 4 . 事業報告の附属明細書
- 5 . 計算書類の附属明細書

1. 事業報告

事業報告

(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 企業集団の事業の経過及びその成果

全般的概況

● 売上収益

当社グループの経営指標である為替一定ベース^(注1)のcore revenue^(注2)は、前年度比8.4%増となりました。また、売上収益は、プライシング効果に牽引されたたばこ事業及び加工食品事業における着実な増収により、前年度比10.9%増の3兆1,498億円となりました。

● 調整後営業利益、営業利益及び当期利益（親会社所有者帰属）

当社グループの経営指標である為替一定ベースの調整後営業利益^(注3)は、主にたばこ事業が牽引し、前年度比7.5%増となりました。また、調整後営業利益は、コスト関連通貨高及び一部新興国通貨安による為替影響がネガティブに発現し、前年度比3.3%増の7,519億円となりました。

営業利益は、調整後営業利益の増加により、前年度比3.7%増の6,972億円となりました。

親会社の所有者に帰属する当期利益は、営業利益の増加を、金融損益の悪化等が上回り、前年度比3.9%減の4,634億円となりました。

当社グループの経営指標

為替一定ベースのcore revenue	為替一定ベースの調整後営業利益
前年度比 8.4%増	前年度比 7.5%増

全社業績

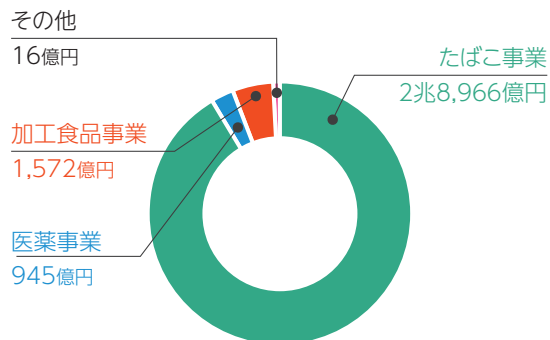
売上収益	調整後営業利益	当期利益 (親会社所有者帰属)
3兆1,498億円	7,519億円	4,634億円
前年度比 10.9%増	前年度比 3.3%増	前年度比 3.9%減

(注) 1. 為替一定ベースは、たばこ事業における当期の調整後営業利益、core revenue又は自社たばこ製品売上収益から、前年同期の為替レートを用いて換算・算出した為替影響及び一定の方法を用いて算出した一部市場のインフレに伴う売上又は利益の増加分を除いたものです。

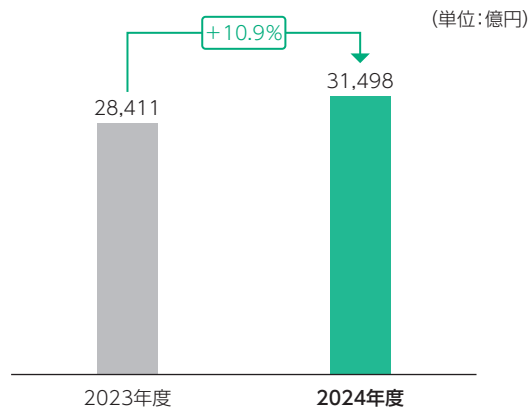
2. core revenueは、自社たばこ製品売上収益、医薬事業・加工食品事業・その他の売上収益の合計です。

3. 調整後営業利益は、営業利益＋買収に伴い生じた無形資産に係る償却費＋調整項目（収益及び費用）です。なお、調整項目（収益及び費用）はのれんの減損損失±リストラチャリング収益及び費用等です。

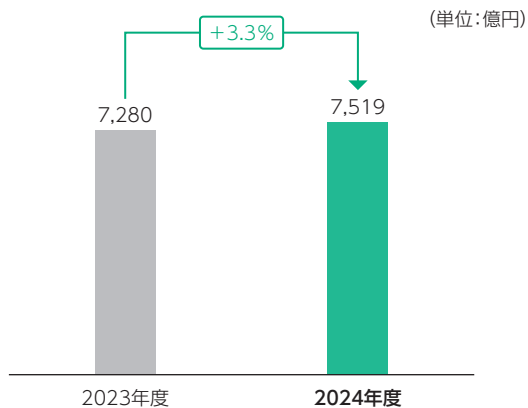
事業セグメント別の売上収益



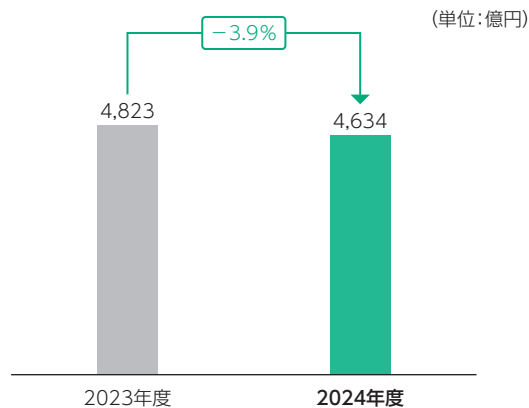
売上収益



調整後営業利益

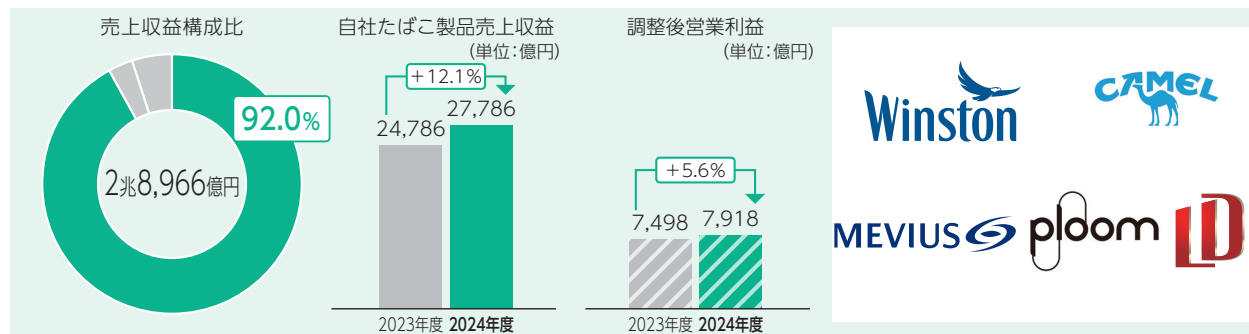


当期利益（親会社所有者帰属）



事業別の概況

たばこ事業



当年度におきましては、約2/3の市場における継続的な市場シェアの伸張、RRP販売数量^(注1)の二桁成長により総販売数量^(注2)は前年度比2.4%増の5,529億本となりました。Combustibles販売数量^(注3)は、主にWinston及びCamelの伸長により、前年度比2.0%増の5,419億本となりました。RRP販売数量は、Ploom販売数量がグローバル全体で前年度比40%増加したことに加え、日本においても前年度比33%増加したことにより、前年度比24.2%増の109億本となりました。

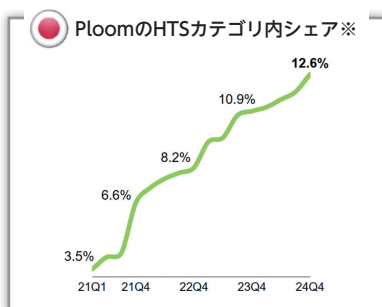
自社たばこ製品売上収益^(注4)は、全クラスターにおいて発現したポジティブな単価差/商品構成影響1,975億円、EMA^(注5)を中心としたポジティブな数量差影響290億円及び円安によるポジティブな為替影響により、前年度比12.1%増加しました（為替一定ベースでは、前年度比9.1%増）。RRP関連売上収益^(注6)は、RRP販売数量の増加により前年度比21.1%増加しました。

調整後営業利益は、ポジティブな単価差/商品構成影響及びVector Group Ltd.（以下、「VGR社」）の買収効果が、Ploomの地理的拡大に向けた投資強化及びインフレに伴うコストの増加影響を相殺し、前年度比5.6%増の7,918億円となりました（為替一定ベースでは、前年度比9.7%増）。

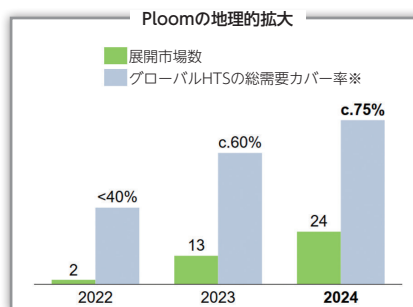
- (注) 1. RRP (Reduced-Risk Products) は、喫煙に伴う健康リスクを低減させる可能性のある製品です。
2. 総販売数量は、水たばこ/製造受託/RRPデバイス及び関連アクセサリを除くたばこ製品の販売数量です。
3. Combustibles販売数量は、水たばこ/E-Vapor/無煙たばこ (Snus・ニコチンパウチ)/加熱式たばこ/製造受託を除くたばこ製品の販売数量です。
4. 自社たばこ製品売上収益は、物流事業/製造受託等を除く売上収益です。
5. JTグループのたばこ事業をより深く理解していただくために、同事業を3地域のクラスター (Asiaは日本を含むアジア全域、Western Europeは西欧地域、EMAは東欧、中近東、アフリカ、トルコ、南北アメリカ大陸及びGlobal Travel Retail) に区分けしたものです。
6. RRP関連売上収益は、自社たばこ製品売上収益の内訳としての、RRPデバイス/関連アクセサリ等を含むReduced-Risk Productsの売上収益です。

Ploomの進捗

- 日本におけるHTS^(注1) カテゴリ内シェアは、2024年度第4四半期時点で前年同期比1.7%増の12.6%に伸張
- 地理的拡大も順調に進捗しており、2024年末の展開市場数は24市場に到達し、グローバルHTS総需要の約75%を占める市場で展開
- 2025年末までにグローバルHTS総需要の約80%をカバーするというターゲットに向けて順調に進捗



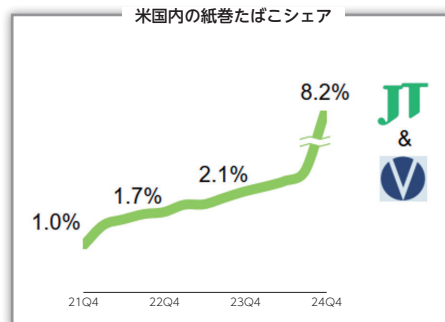
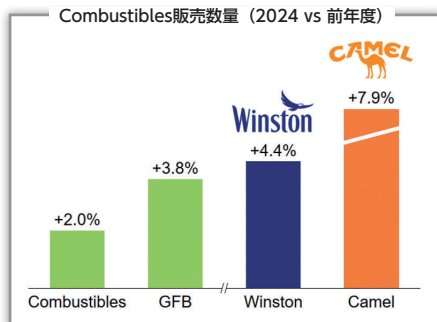
※JT推計（出荷ベース）



※JT推計

継続的なGFB^(注2)・市場シェアの伸張によりCombustiblesは堅調

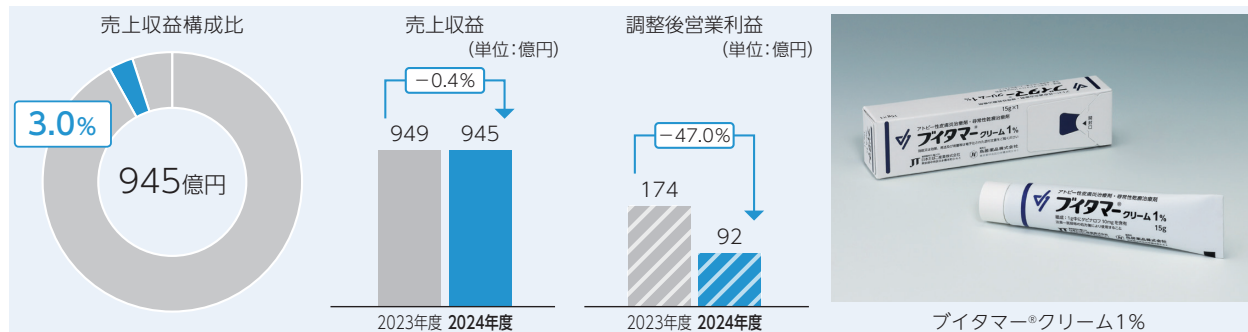
- 2024年度は60以上の市場で販売数量が伸張。GFBの販売数量は6年連続増加し、総販売数量の73%を占める
- VGR社買収により、米国内の紙巻たばこシェアは2024年度第4四半期時点で8.2%に到達し、米国内での市場シェアは第4位となる



(注) 1. HTS (Heated tobacco sticks) は、高温加熱型の加熱式たばこです。

2. GFB (Global Flagship Brands) は、Winston、Camel、MEVIUS、LDの4ブランドです。

医薬事業



医薬事業につきましては、次世代戦略品の研究開発推進と各製品の価値最大化を通じ、当社グループへの利益貢献を目指しております。

開発状況としましては、現在当社において11品目が臨床開発段階にあります。

ブイタマー®クリーム1%（JTE-061（一般名：タピナロフ））につきましては、アトピー性皮膚炎及び尋常性乾癬を適応症として2024年6月24日に国内製造販売承認を取得し、8月15日に薬価基準に収載され、10月29日より販売を開始しました。また、JTE-061は、2歳以上12歳未満の小児アトピー性皮膚炎患者様を対象とした臨床試験の成績を踏まえ、国内製造販売承認申請を目指しています。

delgocitinibにつきましては、導出先であるデンマークのLEO Pharma社が、成人患者に対する中等症～重症の慢性手湿疹を適応症として米国食品医薬品局（Food and Drug Administration）に提出した承認申請が2024年9月23日に受理されました。また、成人患者に対する中等症～重症の慢性手湿疹を適応症として2024年9月23日に欧州委員会（European Commission：EC）の承認を取得しました。

当年度における売上収益は、当社の連結子会社である鳥居薬品株式会社において、皮膚疾患領域及びアレルギー領域における売上が伸長したものの、2023年に発生したJT導出品ライセンス契約に係る一時金収入の剥落等により、前年度比0.4%減の945億円となりました。

調整後営業利益は、売上収益の減収に加えて研究開発費の増加により、前年度比47.0%減の92億円となりました。

ご参考

医薬事業 臨床開発品目一覧（2025年2月13日現在）

<自社開発品>

開発番号 (一般名)	想定する 適応症/剤形	作用機序		開発段階 (実施地域)	備考
JTE-052 (delgocitinib)	自己免疫・アレルギー疾患 /経口・外用	JAK阻害	免疫活性化シグナルに関与しているJAKを阻害し、過剰な免疫反応を抑制する	Phase1（国内）	自社品
JTE-051	自己免疫・アレルギー疾患 /経口	ITK阻害	免疫反応に関与しているT細胞を活性化するシグナルを阻害し、過剰な免疫反応を抑制する	Phase2（国内） Phase2（海外）	自社品
JTT-662	2型糖尿病 /経口	SGLT1 阻害	SGLT1 を阻害し、食後高血糖の是正及び血糖値の正常化を行う	Phase1（海外）	自社品
JTT-861	慢性心不全 /経口	PDHK阻害	糖代謝に関与するピルビン酸脱水素酵素（PDH）を活性化し、心機能を改善する	Phase2（海外）	自社品
JTE-061 (tapinarof)	小児アトピー性皮膚炎 /外用	AhR調節	アリル炭化水素受容体（AhR）を活性化し、皮膚の炎症を抑制する	Phase3（国内）	導入品
JTC-064	神経変性疾患 /経口	PDHK阻害	ピルビン酸脱水素酵素（PDH）を活性化し、代謝異常を是正する	Phase1（海外）	自社品
JTV-161	肺動脈性肺高血圧症 /経口	Pim-1阻害	Pim-1を阻害し、肺血管細胞の異常増殖を抑制する	Phase1（海外）	自社品
JTE-162	自己炎症・自己免疫疾患 /経口	NLRP3阻害	NLRP3インフラマソームの活性化を抑制し、過剰な免疫反応を抑制する	Phase1（海外）	自社品
JTV-261	血栓症 /経口	PLD1/2阻害	血小板PLD1/2活性を阻害し、ずり応力依存的な血小板凝集を抑制する	Phase1（国内）	自社品
JTC-262	神経変性疾患 /経口	NLRP3阻害	NLRP3インフラマソームの活性化を抑制し、過剰な免疫反応を抑制する	Phase1（海外）	自社品
JTV-263	末梢動脈疾患 /経口	H-PGDS阻害	H-PGDS活性を阻害し、虚血状態の下肢での血流量を改善する	Phase1（海外）	自社品

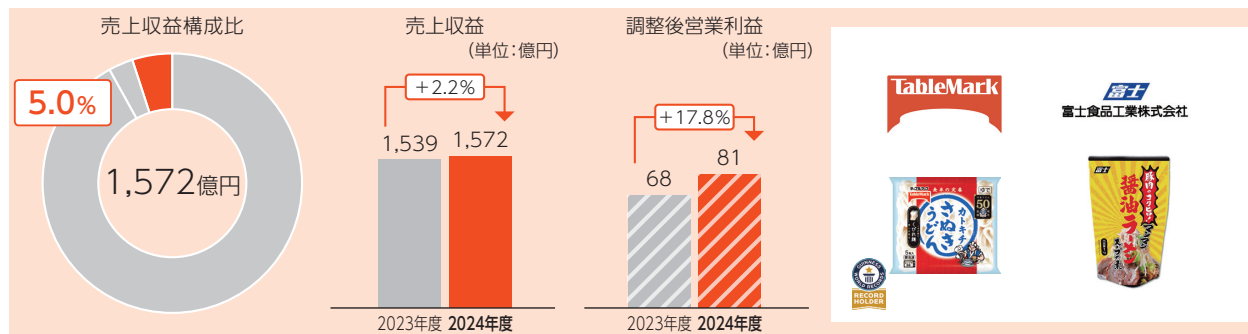
(注) 1. 開発段階の表記は投薬開始を基準としています。

2. 掲載以外に、将来の剤形追加の可能性を検討するための臨床試験を行っています。

<導出品>

一般名等 (当社開発番号)	導出先	作用機序		備考
trametinib	Novartis社	MEK阻害	細胞増殖シグナル伝達経路に存在するリン酸化酵素MEKの働きを阻害することにより、細胞増殖を抑制する	
delgocitinib	LEO Pharma社 ロート製薬社	JAK阻害	免疫活性化シグナルに関与しているJAKを阻害し、過剰な免疫反応を抑制する	
enarodustat	JW Pharmaceutical社 Salubris社	HIF-PH阻害	HIF-PHを阻害することにより、造血刺激ホルモンであるエリスロポエチンの産生を促し、赤血球を増加させる	

加工食品事業



加工食品事業につきましては、冷食・常温事業、調味料事業に注力し、収益力の向上に取り組んでおります。

当年度の冷食・常温事業におきましては、注力している冷凍麺、パックごはん、お好み焼等は引き続き国内市場において高いシェアを維持するとともに、更なる競争力強化に向け、家庭用新製品25品、リニューアル品53品を発売しております。2024年に発売50周年を迎えた冷凍うどんを含む冷凍麺類は「冷凍麺世界売上No. 1」^(注)としてギネス世界記録™に認定されました。調味料事業におきましては、主力商品群である外食店向けラーメンスープの素を中心に、ラーメン関連商品（ガラスープ・香味油等）の販売に注力するとともに、洋食調味料2品を発売し、幅広い分野の味づくりに取り組んでおります。

また、原材料費の高騰等が続き、事業に対してネガティブな影響がありました。そのような厳しい事業環境においても、生産性向上やコスト削減等の継続的な取組みに加え、出荷価格改定を実施し、利益の創出に最大限努めてまいりました。

当年度における売上収益は、冷食・常温事業を中心とした価格改定および外食市場の回復等を背景とした調味料事業における販売の伸長により、前年度比2.2%増の1,572億円となりました。

調整後営業利益は、原材料費の高騰による影響等があったものの、価格改定効果含む増収影響等により、前年度比17.8%増の81億円となりました。

(注) パスタ除く、記録名：最大の冷凍麺ブランド（最新年間売上）、対象期間：2023年1～12月

2024年春夏発売品



たかはし監修 まるぐ
焼きあご塩ラーメン



国産こしひかり10食



燈郎監修 まるぐ
濃厚豚骨醤油ラーメン

2024年秋冬発売品



わさびマヨチキン

2. 企業集団の設備投資の状況

当年度において、当社グループでは、全体で1,507億円の設備投資を実施いたしました。

たばこ事業につきましては、RRP関連投資及び製造設備の改修・維持更新等に1,350億円の設備投資を行いました。医薬事業につきましては、研究開発体制等の整備・強化に70億円の設備投資を行いました。加工食品事業につきましては、生産能力増強、維持更新に61億円の設備投資を行いました。

(注) 設備投資には、企業結合により取得した資産を除く、工場その他の設備の生産性向上、競争力強化、様々な事業分野における事業遂行に必要な、土地、建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他の有形固定資産、並びにのれん、商標権、ソフトウェア、その他の無形資産を含みます。

3. 企業集団の資金調達の状況

当社海外子会社であるJT International Financial Services B.V.は、一般事業資金に充当することを目的に、2024年4月11日に総額6億ユーロ（約988億円）^(注1)の外貨建普通社債を発行しております。

また、当社海外子会社であるJT International S.A.及びJT International Holding B.V.は、Vector Group Ltd.株式取得資金等に充当することを目的に、2024年10月7日に総額38.96億米ドル（約6,149億円）^(注1)の借入を行っております。^(注2)

(注) 1. 日本円へ換算する際は、2024年12月末時点のレートを適用しております（ドル/円：157.84、ユーロ/円：164.59）。

2. 本借入はJPモルガン・チェース銀行他、計8銀行からなる協調融資です。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

当社グループは、米国においてたばこ事業を展開するVector Group Ltd.(以下、「VGR社」)との間で、当社グループがVGR社を買収することについて合意し、2024年8月21日にこれに係る契約を締結いたしました。本契約に基づき、当社グループは、本買収用に設立したVapor Merger Sub Inc.(以下、「本公開買付者」)を通じ、VGR社の完全希薄化後の発行済普通株式のすべてを取得する株式公開買付を実施しました。その後、VGR社と本公開買付者は、2024年10月7日（米国東部時間）にVGR社を存続会社とする合併を行い、これによりVGR社は当社の完全子会社となりました。

8. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移【連結】

区 分	第37期 2021年1月-12月	第38期 2022年1月-12月	第39期 2023年1月-12月	第40期 2024年1月-12月
売上収益 (百万円)	2,324,838	2,657,832	2,841,077	3,149,759
税引前利益 (百万円)	472,390	593,450	621,601	607,509
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	338,490	442,716	482,288	463,369
基本的1株当たり当期利益 (円)	190.76	249.45	271.69	260.98
資産合計 (百万円)	5,774,209	6,548,078	7,282,097	8,281,118
資本合計 (百万円)	2,886,081	3,616,761	3,912,491	4,132,856

(注) 当社グループの連結計算書類はIFRS会計基準に基づいて作成しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移【単体】

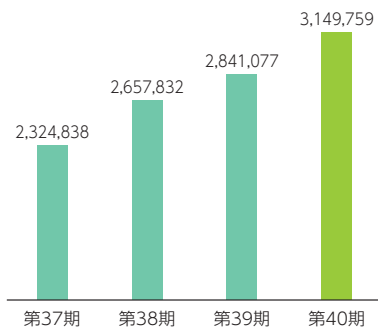
区 分	第37期 2021年1月-12月	第38期 2022年1月-12月	第39期 2023年1月-12月	第40期 2024年1月-12月
売上高 (百万円)	592,220	542,181	537,261	530,247
経常利益 (百万円)	278,809	273,734	185,665	404,377
当期純利益 (百万円)	216,896	283,461	184,788	404,849
1株当たり当期純利益 (円)	122.23	159.72	104.10	228.02
総資産 (百万円)	2,487,979	2,363,267	2,293,951	2,303,789
純資産 (百万円)	1,344,696	1,368,643	1,179,577	1,214,895

(注) 1. 当社の計算書類は日本基準に基づいて作成しております。

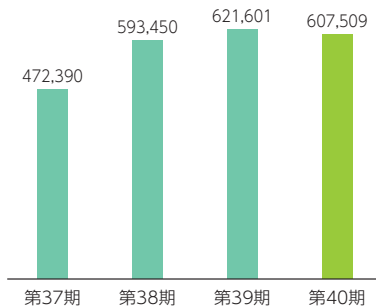
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第38期より適用しております。

企業集団の財産及び損益の状況の推移【連結】

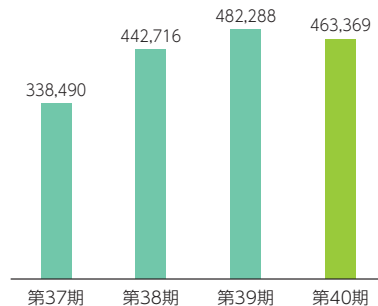
■ 売上収益 (単位:百万円)



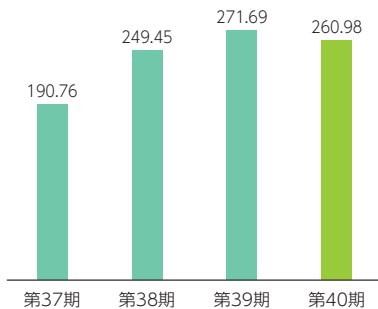
■ 税引前利益 (単位:百万円)



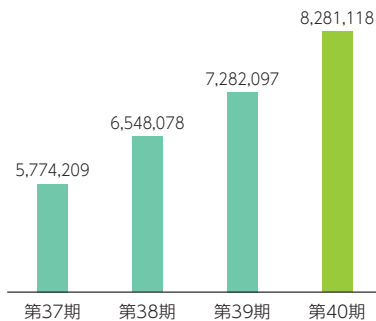
■ 親会社の所有者に帰属する当期利益 (単位:百万円)



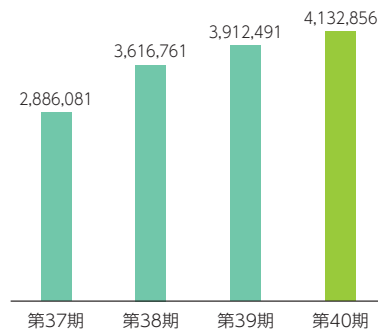
■ 基本的1株当たり当期利益 (単位:円)



■ 資産合計 (単位:百万円)



■ 資本合計 (単位:百万円)



9. 企業集団が対処すべき課題

(1) 経営の基本方針

当社グループの経営理念は、「4Sモデル」の追求です。これは「お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく」という考え方です。

当社グループは、「4Sモデル」の追求を通じ、中長期に亘る持続的な利益成長の実現を目指しています。持続的な利益成長のためには、お客様に新たな価値・満足を提供し続けることが前提となることから、中長期的な視点に基づき、将来の利益成長に向けた事業投資を着実に実施していくことが肝要と考えております。

この「4Sモデル」を追求していくことが、中長期に亘る企業価値の継続的な向上に繋がると考えており、株主を含む4者のステークホルダーにとって共通利益となるベストなアプローチであると確信しております。

また、自然・社会・個人の様々なスケールで非連続な変化が起こり、事業環境の不確実性・複雑性がますます高まっている状況下において、当社グループが持続的な存在であるための方向性を明確にするものとして、JT Group Purposeを策定しております。具体的には、当社グループが未来において社会から求められ、かつ、長期に亘り価値を発揮し続けていくべき領域を「心の豊かさ」とすると同定し、この領域を任され、貢献し続けていきたいとの考えから「心の豊かさをもっと。」をJT Group Purposeとしています。加えて、JT Group Purposeの実現に向けて、各事業においてもこれを踏まえた事業Purposeを策定しております。事業戦略の遂行及び行動指針の実践を通じて、成果を創出し、実績を積み上げていくことにより、JT Group Purposeの実現を目指します。

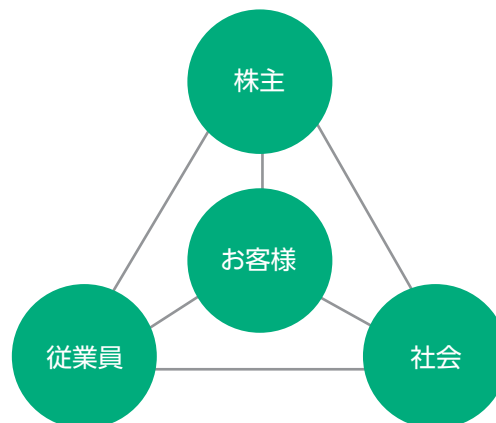
時代や人により、多様で、変化していく「心の豊かさ」の領域を、今後も社会から任され、貢献できる存在であり続けるため、当社グループは絶えず進化してまいります。

<事業Purpose>

- ・ たばこ事業：Creating fulfilling moments. Creating a better future.
- ・ 医薬事業：科学、技術、人財を大切に、患者様の健康に貢献します。
- ・ 加工食品事業：食事をうれしく、食卓をたのしく。

経営理念

お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく



(2) 中長期的な会社の経営戦略及び課題

当社グループの中長期の経営資源配分は、「4Sモデル」及びJT Group Purposeに基づき、中長期に亘る持続的な利益成長に繋がる事業投資^(注1)を最優先とし、同時に事業投資による利益成長と株主還元のバランスを重視する方針です。

当社グループは、たばこ事業を利益成長の中核かつ牽引役と位置付け、たばこ事業の持続的な利益成長に向けた事業投資を最重要視します。一方、医薬事業及び加工食品事業は全社利益成長を補完すべく、必要な投資を実行していきます。

各事業の中長期の目標は以下のとおりです。

たばこ事業	当社グループ利益成長の中核かつ牽引役として、中長期に亘って年平均Mid to high single digit ^(注2) 成長となる利益水準を目指す
医薬事業	次世代戦略品の研究開発推進と各製品の価値最大化を通じ、当社グループへの利益貢献を目指す
加工食品事業	高品質なトップライン成長による中長期に亘る利益成長を通じ、当社グループへの利益貢献を目指す

当社グループは、不確実性を増す経営環境を見極め、スピード感を持って競争力を強化すべく、期間を3年間とした経営計画を1年ごとにローリングを行う方式で策定しており、経営理念及び経営資源配分方針を踏まえ、全社利益目標及び株主還元の中長期の方向性を「経営計画2025」において設定しています。

「経営計画2025」における全社為替一定ベースの調整後営業利益の成長率は、たばこ事業において持続的なブラising効果の発現、RRPの損益改善に加え、Vector Group Ltd. (VGR社) 買収による貢献等により、年平均Mid to high single digitのレンジ後半となる年平均High single digit^(注3)を見込んでおります。なお、中長期的に持続的な利益成長を追求していくことに変わりはありません。中長期に亘っては、引き続き全社為替一定ベースの調整後営業利益の年平均Mid to high single digit成長を目指してまいります。

(注) 1. たばこ事業の成長投資を最重要視し、お客様・社会への新たな価値・満足の継続的な提供を通じて、質の高いトップライン成長を実現することで、為替一定調整後営業利益の成長を目指す。

2. Mid to high single digit：一桁台半ばから後半のパーセンテージ

3. High single digit：一桁台後半のパーセンテージ

株主還元方針については、「4Sモデル」及びJT Group Purposeに基づく経営資源配分方針で掲げる「中長期に亘る持続的な利益成長に繋がる事業投資を最優先」と「事業投資による利益成長と株主還元のバランスを重視」という観点から、以下のとおりとしています。

- ・強固な財務基盤^(注4)を維持しつつ、中長期の利益成長を実現することにより株主還元の向上を目指す
- ・資本市場における競争力のある水準^(注5)として配当性向75%を目安^(注6)とする
- ・自己株式の取得は、当該年度における財務状況及び中期的な資金需要等を踏まえて実施の是非を検討

全社中長期利益目標の達成に向け、各事業においてはそれぞれの目標に沿って邁進し、特に、質の高いトップライン成長を最重要視してまいります。また、コスト競争力の更なる強化を実現すること及びこれらを支える基盤強化を推進していくことで、持続的な利益成長を実現してまいります。

当社グループ経営を取り巻く経営環境は、地政学リスクの顕在化に伴う世界経済への影響や一部市場における事業継続懸念、為替変動リスクやインフレ・金利動向をはじめとする各国マクロ経済の動向等、不確実性を増していると認識しております。こうした不透明な経営環境を乗り越え、適切にグローバルビジネスを運営し、持続的な利益成長を実現するためには、「変化への対応力」が必要であると考えております。これは、不確実性に対処すべく、計画策定時において想定範囲を拡げるとともに、それでも起こりうる想定を超える変化・出来事に対して、素早く・柔軟に対応する能力を指しており、この変化への対応における巧拙とスピード感は、引き続き企業の競争力を決定する重要なファクターになると考えております。

加えて、デジタル・テクノロジーの進展、生活者の意識・行動の変化及びESGやサステナビリティに対する意識の高まり等、世の中の大きくかつ急速な流れを踏まえ、「変化への対応力」という受け身の対応だけではなく、自ら変化を起こし、変革をリードする組織への進化を加速してまいります。

(注) 4. 経済危機等に備えた堅牢性、及び機動的な事業投資等への柔軟性を担保

5. ステークホルダーモデルを掲げ、高い事業成長を実現しているグローバルFMCG（Fast Moving Consumer Goods）企業群の還元動向をモニタリング

6. ±5%程度の範囲内で判断

【ご参考】資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応

当社は、経営計画の策定時に資本コストを算定・把握し、取締役会に報告しており、当社のROE（株主資本利益率）が資本コストを十分に上回っていることを確認しています。また、展開市場におけるカントリーリスクやインフレーションリスク等を踏まえて設定したハードルレートを投資採算性の判断基準とすることで投資規律を設けており、ROEが資本コストを上回る状況を担保するようにしています。当社グループでは、過年度のM&Aに係る償却費の影響や一時的要因により大きく変動し得る為替影響を除いた、為替一定ベースの調整後営業利益を業績管理指標としています。当社では、このKPIの中長期にわたるMid to high single digit成長を目指すことによる当期利益も含めた利益成長を志向しており、ハードルレートによる投資規律の運用と合わせ、これらが結果としてROEの向上にもつながるものと考えております。

また、当社のTSR（配当を含む株主総利回り）を配当込みTOPIXと比較した場合、長期での比較は当社株価の推移に伴いTSRが劣位にあるものの、コロナ禍以前の2019年末と2024年末時点での比較においては、その間における利益成長の達成及び株主還元の上の実現により、TSRは同時期の配当込みTOPIXをアウトパフォームしております。中長期的な株価形成において重要な要素は継続的な利益成長であると考えており、その実現により定量的な企業価値を増大することに加えて、情報開示の充実を通じた定性的な観点から当社グループの理解を醸成していくことが、TSRの向上に繋がると考えております。

【ご参考】上場子会社を有する意義及びガバナンスに関する考え方

当社は、医薬事業において重要となる優秀な人的資本の確保及びモチベーション向上や信用の獲得等による事業上の競争優位性の向上に加え、資本市場における規律等の子会社の経営上のメリット、株式報酬の活用による人的資本のエンゲージメントの強化等を総合的に勘案し、上場子会社として「鳥居薬品株式会社（以下、鳥居薬品）」を有しております。

また、上場子会社における独立性の確保及び少数株主の利益を適切に保護することが、当社及び鳥居薬品の企業価値向上にとって必要不可欠であるとの考えのもと、上場企業として適切なガバナンス体制の構築に努めております。当社は意思決定に係る社内規程として全社的な責任権限規程を定めておりますが、鳥居薬品においては選択的に当該規程を適用し、権限上の自由を与えることで、上場子会社としての独立性を担保しております。

上場子会社を有する意義及びガバナンスに関する考え方の詳細につきましては、当社ウェブサイト（<https://www.jti.co.jp/investors/strategy/governance/index.html>）にて公表しております「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」よりご覧いただけます。

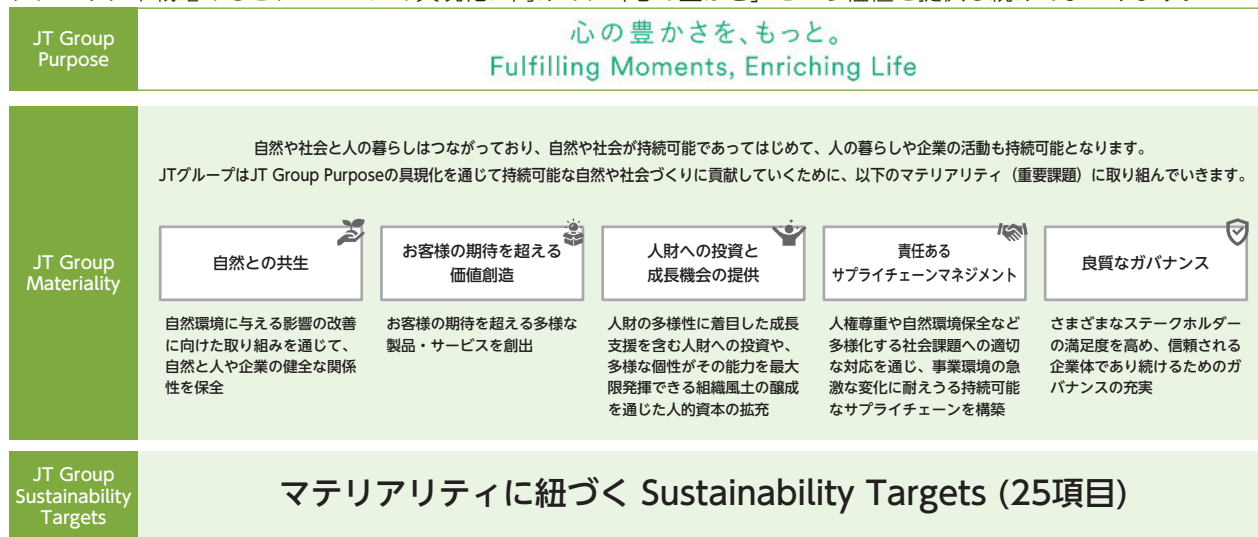
【ご参考】サステナビリティの取組み

JTグループのサステナビリティ戦略

当社グループでは、社会とそこに存在する当社グループの事業が持続可能であるために、当社グループの目指すべき方向性を示す「JT Group Purpose（パーパス）」を策定しております。「4Sモデル」の追求を経営理念とする当社グループは、「自然や社会が持続可能であって初めて人の暮らしや企業の活動も持続可能となる」という考えのもと、パーパスの具現化を通じて持続可能な自然や社会づくりに貢献していくべく、サステナビリティ経営の根幹となる「JT Group Materiality（マテリアリティ）」を改定し、5つの課題群を特定しております。

また、マテリアリティを踏まえた当社グループとしての具体的な目標及び取組みを、「JT Group Sustainability Targets（サステナビリティターゲット）」として策定しております。サステナビリティターゲットにおいては、マテリアリティとの繋がりを重視し、これまでの取組みを踏襲するだけでなく、新たな目標及び取組みも設定しております。

当社グループは、社会とそこに存在する当社グループの事業の持続的な成長に向けて強くコミットし、当社サステナビリティ戦略のもと、パーパスの具現化に向けて、「心の豊かさ」という価値を提供し続けてまいります。



サステナビリティ戦略やサステナビリティターゲットの詳細及びその進捗については、当社グループウェブサイトや統合報告書等をご覧ください。

https://www.jti.co.jp/sustainability/strategy/materiality_strategy_sdgs/index.html

マテリアリティを踏まえたJTグループの取組み

自然との共生

当社グループは、「人の暮らしや社会、企業の活動、あらゆる人の営みは、生態系を紡いでいく一部である」という考えのもと、生物多様性の観点を含めた生態系影響評価の実施に加え、温室効果ガス排出量の削減^{*}、森林資源の保全、廃棄物による環境負荷の低減や製品及び容器包装リサイクル等の活動に取り組んでまいります。

※2030年までにJTグループの事業においてカーボンニュートラルを実現し、2050年までにバリューチェーン全体で温室効果ガス排出量をネットゼロにすることを目指してまいります。

お客様の期待を超える価値創造

画期的な製品・サービスを通じ、幅広いお客様や社会に、その期待を超える価値を提供していきたいという当社グループの想いを各事業の取組みを通じて具現化していくことを目指してまいります。たばこ事業では、当社RRP^{*}が「喫煙と健康」の観点からそのリスク低減の可能性に対し社会的な期待が寄せられていることに応えるべく、RRP展開市場の拡大やリスク低減に係る科学的知見の発信に取り組んでおります。医薬事業については、引き続き世界に通用する画期的なオリジナル新薬（ファースト・イン・クラス医薬品）を創出し、一日も早く患者様にお届けすることを目指してまいります。加工食品事業については、多様な価値観に寄り添い、誰もが食べたいものを自由においしく楽しめる社会に貢献するべく、高付加価値製品の開発・提供に向けた取組み（フードインクルージョンへの貢献）をより一層進めてまいります。

※RRP(Reduced-Risk Products)：喫煙に伴う健康リスクを低減させる可能性のある製品

人財への投資と成長機会の提供

パーパス実現に向けた活動すべての起点となるのは当社グループ従業員一人ひとりであり、今後その重要性はさらに高まっていくと考えております。そうした中、当社グループは人的資本の更なる拡充に向けて、「DE&Iの推進」・「人財の戦略的な確保」・「働きやすい環境の整備」・「心身の安全・健康の促進」・「自律的な成長の支援」・「社内外との共創の促進」という6つの注力テーマを設定しております。当社グループは、各テーマに紐づく指標を設定し取り組んでまいります。

責任あるサプライチェーンマネジメント

当社グループが持続的に成長し続けるためには、当社グループの事業を支えるサプライチェーンが事業環境の急激な変化に耐え得る持続的なものであることが欠かせません。その実現に向け、当社グループはサプライヤースクリーニング及びデュー・デリジェンスの推進といった取組みにとどまらず、サプライヤーやサプライヤーの属するコミュニティが直面する社会課題に協働して取り組んでまいります。

良質なガバナンス

良質なガバナンスは、様々なステークホルダーの満足度を高め、信頼される企業体であり続けるための礎となるものであり、私たちのあらゆる活動の前提となるものと考えております。当社グループのガバナンスについては、P.19をご覧ください。

社外からの評価

当社グループの取組みは、各種評価機関から評価をいただいております。詳細については、当社ウェブサイトをご覧ください。

https://www.jti.co.jp/sustainability/external_recognition/index.html

10. 企業集団の主要な事業内容

区 分	主な内容
たばこ事業	ウィンストン、キャメル等を中心とするたばこ製品の製造、販売
医薬事業	医療用医薬品の研究開発、製造、販売
加工食品事業	冷凍・常温食品、調味料等の製造、販売

11. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
TSネットワーク株式会社	百万円 460	% 74.5	たばこ製品の配送
日本フィルター工業株式会社	百万円 461	100.0	たばこ製品用フィルターの製造、販売
JT International S.A.	千スイスフラン 923,723	(100.0)	たばこ製品の製造、販売
Gallaher Ltd.	千スターリング・ポンド 50,374	(100.0)	たばこ製品の製造、販売
鳥居薬品株式会社	百万円 5,190	53.5	医薬品の製造、販売
テーブルマーク株式会社	百万円 22,500	100.0	加工食品の製造、販売

- (注) 1. 出資比率欄の()内の数字は、間接所有割合を示しております。
2. 当年度末日において、上記の重要な子会社6社を含む連結子会社は268社、持分法適用会社は53社であります。
3. 当年度末日において、会社法施行規則第118条第4号に定める特定完全子会社はありません。

12. 企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高
劣後特約付シンジケートローン	100,000百万円

- (注) 劣後特約付シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行をアレンジャー兼エージェントとする4銀行からなる協調融資です。

13. 企業集団の主要な営業所及び工場

(1) 当社

本 社：東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
支 社：北海道支社（北海道） 宮城支社（宮城県） 東京支社（東京都） 愛知支社（愛知県）
大阪支社（大阪府） 広島支社（広島県） 香川支社（香川県） 福岡支社（福岡県）
その他39支社
工 場：北関東工場（栃木県） 東海工場（静岡県） 関西工場（京都府） 友部工場（茨城県）
研 究 所：たばこ中央研究所（神奈川県） 葉たばこ研究所（栃木県） 医薬総合研究所（大阪府）

(2) 子会社

TSネットワーク株式会社（東京都） 日本フィルター工業株式会社（東京都）
JT International S.A.（スイス） Gallaher Ltd.（イギリス）
鳥居薬品株式会社（東京都） テーブルマーク株式会社（東京都）

（注）（ ）内は、本社所在地を示しております。

14. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況【連結】

区 分	従業員数
たばこ事業	47,120名
医薬事業	1,340名
加工食品事業	4,134名
当社の全社共通業務等	999名
合 計	53,593名

（注）上記従業員数は、就業人員数で記載しております。

(2) 当社の従業員の状況【単体】

区 分	従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	4,733名	9名減	42.3歳	16.0年
女 性	1,261名	63名増	37.5歳	11.2年
合 計 又 は 平 均	5,994名	54名増	41.3歳	15.0年

（注）上記従業員数は、就業人員数で記載しております。

II 会社の株式に関する事項

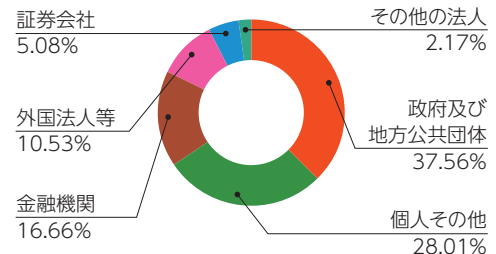
1. 発行可能株式総数 8,000,000,000株
2. 発行済株式の総数 2,000,000,000株
(自己株式 224,409,101株)
3. 株主数 948,772名

4. 大株主

株主名	持株数	持株比率
財 務 大 臣	666,885,200株	37.56%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	181,802,200株	10.24%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	63,152,600株	3.56%
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	32,821,850株	1.85%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	25,781,341株	1.45%
バークレイズ証券株式会社 B N Y M	15,000,000株	0.84%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	12,067,900株	0.68%
J T グ ル ー プ 社 員 持 株 会	11,384,995株	0.64%
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	10,691,882株	0.60%
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	10,527,863株	0.59%

(注) 持株比率は、自己株式（224,409,101株）を控除して計算しております。

所有者別構成比（自己株式を除く）



5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

交付対象者	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	90,437株	3名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- (注) 1. 当社の株式報酬制度には、譲渡制限付株式報酬とパフォーマンス・シェア・ユニットの2種類があります。内容につきましては、事業報告50頁から54頁をご参照ください。
2. 上記の株式数は、譲渡制限付株式報酬とパフォーマンス・シェア・ユニットの2種類で交付された株式数であります。当社は、2024年4月19日付で当社の執行役員を兼務する取締役3名及び執行役員11名に対して譲渡制限付株式報酬として、自己株式124,500株（うち、取締役分については70,200株）、当社の執行役員を兼務する取締役2名及び執行役員7名に対してパフォーマンス・シェア・ユニットとして、自己株式38,014株（うち、取締役分については20,237株）を処分しております。

6. その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	岩 井 睦 雄		TDK株式会社 社外取締役 株式会社and Capital 社外取締役 公益社団法人経済同友会 筆頭副代表幹事
取 締 役 副 会 長	岡 本 薫 明		株式会社よみうりランド 社外監査役 株式会社読売新聞大阪本社 社外監査役 株式会社読売新聞西部本社 社外監査役 株式会社読売新聞東京本社 社外監査役
代表取締役社長	寺 畠 正 道	最高経営責任者	JT International Holding B.V. Chairman of Supervisory Board
代表取締役副社長	嶋 吉 耕 史	コーポレート・サステナビリティマネジメント ・医薬事業・食品事業担当	
代表取締役副社長	中 野 恵	財務・Corporate Communications ・Business Development・D-LAB担当	日本成長投資アライアンス株式会社 取締役
取 締 役	長 嶋 由紀子		株式会社リクルートホールディングス 常勤監査役 株式会社リクルート 常勤監査役 住友商事株式会社 社外監査役
取 締 役	木 寺 昌 人		丸紅株式会社 社外取締役
取 締 役	庄 司 哲 也		エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 相談役 サーフレイス株式会社 社外取締役 サッポロホールディングス株式会社 社外取締役 カナデビア株式会社 社外取締役 三菱倉庫株式会社 社外取締役
取 締 役	山 科 裕 子		オリックス株式会社 グループ執行役員 オリックス・アセットマネジメント株式会社 執行役員会長
取 締 役	朝 倉 研 二		長瀬産業株式会社 代表取締役会長
常 勤 監 査 役	柏 倉 秀 亮		
常 勤 監 査 役	橋 本 努		
常 勤 監 査 役	谷 内 繁		
監 査 役	稲 田 伸 夫		稲田法律事務所 弁護士 野村證券株式会社 社外取締役 監査等委員 住友商事株式会社 社外監査役
監 査 役	武 石 恵美子		法政大学 教授 東京海上日動火災保険株式会社 社外監査役 鹿島建設株式会社 社外監査役

(注) 1. 取締役のうち、長嶋由紀子、木寺昌人、庄司哲也、山科裕子、朝倉研二の5氏は、社外取締役であります。

2. 監査役のうち、谷内繁、稲田伸夫、武石恵美子の3氏は、社外監査役であります。

3. 取締役のうち、長嶋由紀子、木寺昌人、庄司哲也、山科裕子、朝倉研二の5氏及び監査役のうち、谷内繁、稲田伸夫、武石恵美子の3氏については、株式会社東京証券取引所が定める独立役員に指定しております。
4. 監査役 柏倉秀亮氏は、当社財務副責任者を務め、監査役 橋本努氏は、当社監査部長を務め、監査役 谷内繁氏は財務省で要職を歴任し、監査役 稲田伸夫氏は野村證券株式会社 社外取締役 監査等委員を務めているなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 代表取締役副社長 嶋吉耕史、取締役 朝倉研二、監査役 武石恵美子の3氏は2024年3月22日付をもって新たに就任いたしました。
6. 取締役 廣渡清栄、同 幸田真音の両氏は、2024年3月22日付をもって任期満了により退任いたしました。
7. 山科裕子氏は、2023年3月24日付で監査役に就任しておりましたが、2024年3月22日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって辞任により監査役を退任し、同株主総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。
8. 2024年3月29日付で、山科裕子氏はオリックス・クレジット株式会社 執行役員会長を退任しております。
9. 2024年6月3日付で、岩井睦雄氏は株式会社ベネッセホールディングス 社外取締役を退任しております。
10. 2024年6月21日付で、木寺昌人氏は日本製鉄株式会社 社外取締役を退任しております。
11. 当社は、取締役（執行役員を兼務する取締役を除く。）及び監査役の全員と、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する契約を締結しております。
12. 当社は、上記の取締役及び監査役の全員と、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、同項第2号の損失を補償するためには、確定判決又は裁判上の和解の成立（これらと同等の手続的保障があると当社が認めるものを含む。）を前提とすることや、当社の人事・報酬諮問委員会の審議を経たうえで取締役会にて決議するものとするることにより、被補償者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
13. 当社は、取締役、監査役及び執行役員の全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険により被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を填補することとしており、保険料は当社が全額負担しております。ただし、被保険者の犯罪行為や、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に関する当該被保険者自身の損害などは填補の対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

2. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	役員賞与	譲渡制限付 株式報酬	パフォーマンス・ シェア・ユニット	
取 締 役 (うち社外取締役)	1,368 (116)	589 (116)	395 (－)	278 (－)	107 (－)	12 (6)
監 査 役 (うち社外監査役)	167 (79)	167 (79)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	6 (4)
合 計 (うち社外役員)	1,535 (195)	756 (195)	395 (－)	278 (－)	107 (－)	18 (10)

- (注) 1. 役員賞与は、支給予定の額を記載しております。
2. パフォーマンス・シェア・ユニットは、当期において費用計上すべき額を記載しております。
3. 上記のうち、役員賞与及びパフォーマンス・シェア・ユニットは業績連動報酬等に該当します。
4. 上記のうち、譲渡制限付株式報酬及びパフォーマンス・シェア・ユニットは非金銭報酬等に該当します。
5. 上記には、2024年3月22日付をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）及び監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
6. 取締役山科裕子氏は、2024年3月22日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって辞任により監査役を退任し、同株主総会において新たに取締役に選任され就任したため、対象員数及び総額については、監査役在任期間は監査役（社外監査役）に、取締役在任期間は取締役（社外取締役）に、それぞれ含めております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

1. 役員報酬の方針

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を含む役員報酬に関する方針については、独立性・客観性を担保するために、委員全員が執行役員を兼務しない取締役かつその過半数を独立社外取締役で構成する人事・報酬諮問委員会における審議・答申を踏まえ、取締役会において決定しております。

当該方針において、役員報酬の基本的な考え方は以下のとおりとしております。

- ・優秀な人材を確保するに相応しい報酬水準とする
- ・業績達成の動機づけとなる業績連動性のある報酬制度とする
- ・中長期の企業価値と連動した報酬とする
- ・客観的な視点、定量的な枠組みに基づき、透明性を担保した報酬とする

2. 役員報酬の構成

役員報酬は、月例の「基本報酬」に加え、単年度の業績を反映した「役員賞与」、中長期の企業価値と連動する「譲渡制限付株式報酬」及び「パフォーマンス・シェア・ユニット」の4本立てとしております。「譲渡制限付株式報酬」及び「パフォーマンス・シェア・ユニット」につきましては、中長期的な企業価値向上に向けた取組みをより強化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2020年に導入いたしました。

役員区分ごとの報酬構成については、以下のとおりとしております。

- ・執行役員を兼務する取締役

日々の業務執行を通じた業績達成を求められることから、「基本報酬」、「役員賞与」、「譲渡制限付株式報酬」及び「パフォーマンス・シェア・ユニット」で構成しております。

報酬構成割合は、「役員賞与」及び「パフォーマンス・シェア・ユニット」が標準額であった場合、以下のとおりとなります。

区分	金銭報酬	金銭報酬 (業績連動)	株式報酬	株式報酬 (業績連動)
報酬構成 割合(注1)	基本報酬 29～34%	役員賞与 28～29%	譲渡制限付株式報酬 (注2)	パフォーマンス・ シェア・ユニット (注2)
			38～43%	

- (注) 1. 取締役の職務ごとに異なる構成割合を幅で示しております。
2. 譲渡制限付株式報酬とパフォーマンス・シェア・ユニットの構成割合は3:1程度です。
3. パフォーマンス・シェア・ユニットは、納税資金として、50%を金銭で支給します。
4. 上記の図は、役員賞与及びパフォーマンス・シェア・ユニットが標準額であった場合における報酬構成割合のイメージであり、会社業績、当社株式の株価、ベンチマーク企業群の報酬水準等に応じて上記割合は変動します。

- ・執行役員を兼務しない取締役（社外取締役を除く）

企業価値向上に向けた全社経営戦略の決定と中長期的な成長戦略等実践のモニタリングを含む監督機能を果たすことが求められることから、業績連動性のある報酬とはせず、「基本報酬」に一本化しております。

・社外取締役

独立性の観点から業績連動性のある報酬とはせず、「基本報酬」に一本化しております。なお、2022年2月14日開催の当社取締役会において、2022年3月23日開催の人事・報酬諮問委員会以降、委員長を独立社外取締役の中から委員の互選によって決定すること、また、委員長を務める社外取締役の報酬について、他の社外取締役の報酬水準に、委員長の職責に応じた額を加算した水準とすることを決議しております。

・監査役

主として遵法監査を担うという監査役の役割に照らし、「基本報酬」に一本化しております。

<取締役・監査役の報酬体系>

		基本報酬	役員賞与	譲渡制限付株式報酬／ パフォーマンス・シェア・ユニット
社内取締役	執行役員を兼務する取締役	○	○	○
	執行役員を兼務しない取締役	○	—	—
社外取締役		○	—	—
監 査 役		○	—	—

3. 役員報酬の総額の上限及び決定方法

当社の取締役（2024年度末時点10名）に対する報酬額については、2023年3月24日開催の第38回定時株主総会において、基本報酬の上限額について、取締役の総数に対して年額8億円（うち社外取締役1億6千万円）とする旨承認を得ております（同決議時点において、本定めに係る取締役の員数は9名。うち社外取締役4名）。当該報酬に加えて、2023年3月24日開催の第38回定時株主総会において、執行役員を兼務する取締役に対する役員賞与は当期利益（親会社所有者帰属）の0.3%以内、譲渡制限付株式報酬は年額6億円以内（株式数としては300,000株以内）、パフォーマンス・シェア・ユニットは確定基準株式ユニット数^(注1)の上限（200,000株以内）に交付時株価^(注2)を乗じた額以内（株式数としては100,000株以内）とする旨承認を得ております（同決議時点において、本定めに係る取締役の員数は3名）。

また、監査役（2024年度末時点5名）に対する報酬額については、2019年3月20日開催の第34回定時株主総会において承認決議を得ており、監査役の総数に対して年額2億4千万円以内となっております（同決議時点において、本定めに係る監査役の員数は5名）。

(注) 1. 基準株式ユニット数（各対象取締役の職務等に応じ、当社取締役会において決定）×支給割合（2021年度から始まる業績評価期間においては、当期利益の達成度合いに応じて、0～200%の範囲で変動。2022年度、2023年度及び2024年度から始まる業績評価期間においては、当期利益の達成度合いに応じて、0～190%の範囲で変動し、その結果に対してESG指標の達成度合いによって、10%/0%/10%のいずれかを加減算）

2. 業績評価期間終了後における、本制度に基づく当社普通株式の割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直前取引日の終値）を基礎として、各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する額とします。

取締役の個人別の報酬等の額の決定にあたっては、第三者による企業経営者の報酬に関する調査に基づき、規模や利益が同水準で海外展開を行っている国内大手メーカー群（ベンチマーク企業群）の報酬水準をベンチマーキングすることとしております。具体的には、基本報酬額の水準及び年次賞与・中長期インセンティブの変動報酬割合をベンチマーキングした上で、人事・報酬諮問委員会での審議を踏まえ、社内規程に定める各種算定方式に従って、株主総会で承認された報酬上限額の範囲内において、決定することとしております。現時点においては、取締役の個人別の報酬の額について、当社の経営及び全社業績を俯瞰し各取締役の職務執行状況による評価を考慮して決定を行うには代表取締役社長が適していると判断し、その決定を委任することとしております。当年度における報酬についても、人事・報酬諮問委員会における審議内容に則って、基本報酬、役員賞与、譲渡制限付株式の割当てのための金銭報酬債権及びパフォーマンス・シェア・ユニットの割当てのための金銭報酬債権に関する取締役の個人別報酬額を社内規程に定める各種算定方式に従って、代表取締役社長（担当：最高経営責任者）寺畠正道が決定しており、取締役会として、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査役の報酬額についても、同様にベンチマーキングした上で、株主総会で承認された報酬上限額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

4. 役員報酬の内容

・基本報酬について

職務に応じた額を月例で支給いたします。執行役員を兼務する取締役にについては、持続的利益成長に繋がる役員個々の業務執行・行動を通じた業績達成を後押しする観点から、個人業績評価を反映させることとしております。期首に社長との面談を通じた目標を設定し、期末に実施する個人業績評価の結果に応じて、一定の範囲内で翌年度の基本報酬を変動させる仕組みとしております。ただし、社長については、個人業績評価は実施いたしません。

・役員賞与について

半年度業績を反映した金銭報酬として、執行役員を兼務する取締役にに対して役員賞与を支給します。役員賞与の算定に係る指標は、持続的利益成長の基盤である事業そのもののパフォーマンス及び利益成長の達成度を株主の皆様と価値共有する観点、また、中長期での持続的な成長に向けた指標を設定する観点から、為替一定core revenue、為替一定調整後営業利益、財務報告ベースの調整後営業利益、当期利益、RRP定性評価指標^(注)を設定しております。業績評価結果適用の割合は、為替一定core revenueを15%、為替一定調整後営業利益を35%、財務報告ベースの調整後営業利益を25%、当期利益を25%としており、財務報告ベースの実績が占める割合は全体の50%としております。当該指標の達成度合いに応じた支給率は、0～190%の範囲で変動し、その結果に対してRRP定性評価指標の達成度合いに応じて-10%/0%/10%のいずれかを加減算します。なお、支給対象である取締役に一定の非違行為があった場合には、当該役員は支給済みの役員賞与の一部を会社に返還することとしております。

（注） 注力分野であるRRP（Reduced-Risk Products）に関する戦略の実行及び達成度合いに係る定性評価指標です。

当年度における役員賞与に係る全社業績の評価指標及び実績は以下のとおりです。

全社業績の評価指標（連結） ^(注)	2024年12月期	
	目標	実績
為替一定core revenue	28,360億円	29,264億円
為替一定調整後営業利益	7,280億円	7,694億円
財務報告ベースの調整後営業利益	6,880億円	7,381億円
当期利益（親会社所有者帰属）	4,550億円	4,584億円

(注) 2024年10月7日（米国東部時間）に完全子会社となりましたVector Group Ltd.を除外し、算出しております。

・譲渡制限付株式報酬について

譲渡制限付株式報酬制度は、株主の皆様との更なる価値共有や中長期的な企業価値向上を企図した株式報酬制度です。執行役員を兼務する取締役（以下「対象取締役」という。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として毎事業年度において金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式の割当てを受けます（割当ては、自己株式処分の方法により行う）。本制度による当社普通株式の処分に当たっては、当社と各対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、各対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

本制度の具体的な内容は以下のとおりです。本制度に関するその他の事項につきましては、当社取締役会において定めるものとします。

i. 金銭報酬債権の総額及び株式総数の上限

各対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は年額6億円以内、各対象取締役に譲渡制限付株式として割り当てる当社普通株式の総数は年300,000株以内とします。なお、2020年3月19日開催の第35回定時株主総会の承認以降、株式分割・株式併合その他譲渡制限付株式として割り当てる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、合理的な範囲で当該総数を調整します。

ii. 譲渡制限の期間及び内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定その他の一切の処分行為をすることができません。

iii. 譲渡制限の解除

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中であっても、任期満了その他当社取締役会が相当と認める理由により当社取締役その他当社取締役会が別途定める役職のいずれからも退任した場合に、その保有する本割当株式の全部につき譲渡制限を解除します。

iv. 当社による無償取得

譲渡制限期間中に、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、法令違反その他の当社取締役会が定める事由に該当する場合に、当社は、本割当株式の全部又は一部を当然に無償で取得することができることとします。

v. 組織再編等における取り扱い

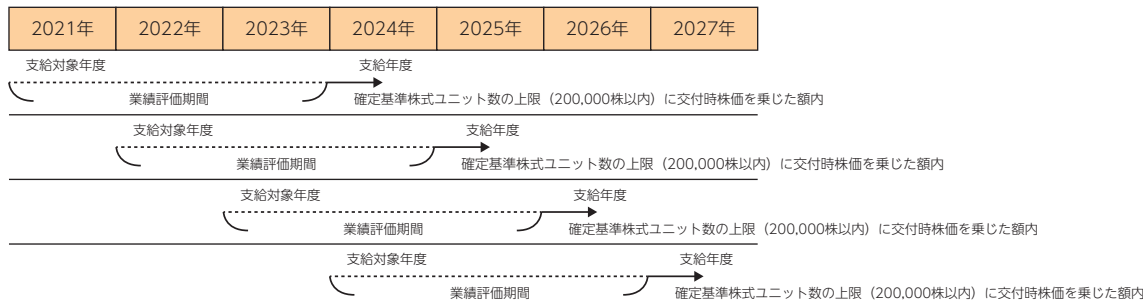
譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併その他の組織再編等がなされる場合、当社取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、本割当株式につき譲渡制限を解除することができることとします。

・パフォーマンス・シェア・ユニットについて

パフォーマンス・シェア・ユニット制度は、株主の皆様との更なる価値共有や中長期的な企業価値向上に加え、中期での業績達成への更なるコミットを企図した業績連動型の株式報酬制度です。執行役員を兼務する取締役を対象とし、支給対象年度から開始する3ヶ年の事業年度からなる業績評価期間（以下「業績評価期間」という。）^(注)の経過後、当該業績評価期間における業績等の数値目標の達成度合いに応じて、当社普通株式を交付するための金銭報酬債権及び金銭を報酬として支給します。なお、当該業績評価期間における業績等の数値目標の達成度合いは、当社人事・報酬諮問委員会での審議を経て決定します。各対象取締役への当社普通株式交付のための金銭報酬債権及び金銭の支給は、原則として業績評価期間終了後に行います。各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式の割当てを受けます（割当ては、自己株式処分の方法により行う）。

なお、当社普通株式の払込金額は、その処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記数値目標の達成度合いに応じて当社普通株式交付のための金銭報酬債権及び金銭を支給するため、業績評価期間終了までは、各対象取締役に對してこれらを支給するか否か、並びに支給する当社普通株式交付のための金銭報酬債権及び金銭の額並びに交付する株式数はいずれも確定しておりません。

(注) 2021年の業績評価期間は、2021年12月31日で終了する事業年度から2023年12月31日で終了する事業年度までの3事業年度、2022年の業績評価期間は、2022年12月31日で終了する事業年度から2024年12月31日で終了する事業年度までの3事業年度、2023年の業績評価期間は、2023年12月31日で終了する事業年度から2025年12月31日で終了する事業年度までの3事業年度、2024年の業績評価期間は、2024年12月31日で終了する事業年度から2026年12月31日で終了する事業年度までの3事業年度です。2025年以降も、2023年3月24日開催の第38回定時株主総会でご承認いただいた報酬上限の範囲内（確定基準株式ユニット数の上限（200,000株以内）に交付時株価を乗じた額内）で、それぞれ当該事業年度を支給対象年度とし、そこから連続する3事業年度を新たな業績評価期間とする業績連動型株式報酬の実施を予定しています。



本制度の具体的な内容は以下のとおりです。本制度に関するその他の事項につきましては、当社取締役会において定めるものとします。

i. 金銭報酬債権及び金銭の総額並びに株式総数の上限

各対象取締役に支給する金銭報酬債権及び金銭の総額は確定基準株式ユニット数の上限（200,000株以内）に、交付時株価を乗じた額以内、各対象取締役に割り当てる当社普通株式の総数は年100,000株以内とします。2020年3月19日開催の第35回定時株主総会の承認以降、株式分割・株式併合その他割り当てる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、合理的な範囲で当該総数を調整します。

ii. 各対象取締役に交付する当社普通株式の数及び支給する金銭の額の算定方法

当社は、本制度において使用する各数値目標や業績連動係数等、交付株式数の具体的な算出に当たり必要となる指標を、当社人事・報酬諮問委員会での審議を踏まえ、決定します。なお、2021年度から始まる業績評価期間の評価指標は、株主の皆様と価値共有する観点から、当期利益を設定しております。また、2022年度から始まる業績評価期間の評価指標には、株主の皆様との更なる評価・被評価の観点の一致を図るべく、当期利益に加え、新たにESG指標を導入し、2023年度、2024年度及び2025年度から始まる業績評価期間の評価指標も同様とすることとしました。2022年度、2023年度及び2024年度のESG指標は、ネットゼロの実現に向けた取組みに係る指標とし、具体的には温室効果ガス排出削減目標の達成度合いを評価項目としています。また、2025年度のESG指標は、ネットゼロの実現に向けた取組みに係る指標に加え、JT Group Sustainability TargetsのうちDE&Iの推進に向けた取組みに係る指標を追加し、具体的にはJTグループの女性マネジメント職比率目標の達成度合いを評価項目といたします。加えて、2025年度から始まる業績評価期間の評価指標には、中期的な業績目標の達成・企業価値向上への貢献を通じ、株主の皆様との価値共有を一層促進することを目的に、当期利益及びESG指標に加え、RRP定量評価指標^(注)を導入することとしました。

具体的な算出については、以下の①の計算式に基づき、各対象取締役に交付する当社普通株式の数を算定し（ただし、1株未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとする）、②の計算式に基づき、各対象取締役に納税資金として支給する金銭の額を算定します。また、業績評価期間中の退任又は就任等の場合には当社取締役会が定めるところにより、当該対象取締役又はその相続人に交付する当社普通株式の数又は金銭の額を合理的に調整する場合があります。なお、各対象取締役に對して①の計算式に基づき算定した数の当社普通株式の割当て数が、各対象取締役に割り当てる当社普通株式の総数の上限を超える場合には、当該総数の上限を超えない範囲で、各対象取締役に割り当てる株式数を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により減ずることとします。

(注) 注力分野であるRRP (Reduced-Risk Products) におけるHTS (heated tobacco sticks) 販売数量の達成度合いに係る定量評価指標です。

① 各対象取締役に交付する当社普通株式の数

基準株式ユニット数×支給割合×50%

② 各対象取締役に支給する金銭の額

(基準株式ユニット数×支給割合－上記①で算定した当社普通株式の数) ×交付時株価

iii. 交付要件

業績評価期間が終了し、以下の当社普通株式の交付要件を満たした場合に、各対象取締役に対して金銭報酬債権及び金銭を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで各対象取締役に当社普通株式を交付するものとします。

① 支給対象年度中に当社取締役又は執行役員その他当社取締役会で定める地位として在任したこと

② 一定の非違行為がなかったこと

③ 取締役会が定めたその他必要と認められる要件

iv. 組織再編等における取り扱い

業績評価期間中に当社が消滅会社となる合併その他の組織再編等がなされる場合、当社取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、業績評価期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の当社普通株式について、本制度に係る上記報酬枠の範囲内で、当該当社普通株式の交付に代えて、当該当社普通株式に相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものとします。

2021年度から始まる業績期間のパフォーマンス・シェア・ユニットに係る評価指標及び実績は以下のとおりです。

全社業績の評価指標（連結）	2021年12月期から2023年12月期まで	
	目標	実績
2021年度から2023年度の3事業年度における 当期利益の累計額（親会社所有者帰属）	8,120億円	12,635億円

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況

区 分	氏 名	兼職先	役 職
取 締 役	長 嶋 由紀子	株式会社リクルートホールディングス	常勤監査役
		株式会社リクルート	常勤監査役
		住友商事株式会社	社外監査役
	木 寺 昌 人	丸紅株式会社	社外取締役
	庄 司 哲 也	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	相談役
		サークレイス株式会社	社外取締役
		サッポロホールディングス株式会社	社外取締役
		カナデビア株式会社	社外取締役
		三菱倉庫株式会社	社外取締役
	山 科 裕 子	オリックス株式会社	グループ執行役員
オリックス・アセットマネジメント株式会社		執行役員会長	
朝 倉 研 二	長瀬産業株式会社	代表取締役会長	
監 査 役	稲 田 伸 夫	稲田法律事務所	弁護士
		野村證券株式会社	社外取締役 監査等委員
		住友商事株式会社	社外監査役
	武 石 恵美子	法政大学	教授
		東京海上日動火災保険株式会社	社外監査役
		鹿島建設株式会社	社外監査役

(注) 上記兼職先と当社との間に、特記すべき事項はありません。

(2) 社外役員の当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	長 嶋 由紀子	長嶋氏は、当該事業年度に開催した13回の取締役会のすべてに出席しました。また、同氏は、事業創発や人材派遣領域等の幅広い領域での事業執行・企業経営の経験と、監査役としての経験に基づく客観的な視点に基づき、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上へ貢献することが期待されていたところ、事業戦略やIR等に関する助言・提言を行うなど、社外取締役としての職責を十分に果たしました。
	木 寺 昌 人	木寺氏は、当該事業年度に開催した13回の取締役会のすべてに出席しました。また、同氏は、長年に亘り、外務省を中心とした官界における要職を歴任し、外交等を通じて培われた豊富な国際経験と国際情勢等に関する高い識見に基づき、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上へ貢献することが期待されていたところ、カンントリーリスクやIR等に関する助言・提言を行うなど、社外取締役としての職責を十分に果たしました。
	庄 司 哲 也	庄司氏は、当該事業年度に開催した13回の取締役会のすべてに出席しました。また、同氏は、企業経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、企画・人事・グローバル展開・デジタル化の推進等における幅広い経験に基づき、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上へ貢献することが期待されていたところ、事業戦略やサステナビリティ戦略等に関する助言・提言を行うなど、社外取締役としての職責を十分に果たしました。
	山 科 裕 子	山科氏は、2024年3月22日就任以降の当該事業年度に開催した9回の取締役会のすべてに出席しました。また、同氏は、企業経営や事業経営等に関する豊富な経験と幅広く深い識見、監査役としての経験に基づく客観的な視点に基づき、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上へ貢献することが期待されていたところ、事業戦略やIR等に関する助言・提言を行うなど、社外取締役としての職責を十分に果たしました。
	朝 倉 研 二	朝倉氏は、2024年3月22日就任以降の当該事業年度に開催した9回の取締役会のすべてに出席しました。また、同氏は、グローバルでの企業経営や事業運営、企業風土変革等に関する卓越した経験と多角的な識見に基づき、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上へ貢献することが期待されていたところ、事業戦略やカンントリーリスク等に関する助言・提言を行うなど、社外取締役としての職責を十分に果たしました。
監査役	谷 内 繁	谷内氏は、当該事業年度に開催した13回の取締役会のすべてに出席し、また、17回の監査役会のすべてに出席し、財務や法務等に関する豊富な経験と幅広く深い見識に基づき、当社の危機管理体制を含むガバナンス体制等に関する助言・提言を行うなど、監査役としての職責を十分に果たしました。
	稲 田 伸 夫	稲田氏は、当該事業年度に開催した13回の取締役会のすべてに出席し、また、17回の監査役会のすべてに出席し、法務やコンプライアンス等に関する豊富な経験と幅広く深い見識に基づき、当社のコンプライアンス体制を含むガバナンス体制等に関する助言・提言を行うなど、監査役としての職責を十分に果たしました。
	武 石 恵美子	武石氏は、2024年3月22日就任以降の当該事業年度に開催した9回の取締役会のすべてに出席し、また、13回の監査役会のすべてに出席し、人事制度・労働政策等やコーポレート・ガバナンスに関する豊富な経験と幅広く深い見識に基づき、当社の人財マネジメントを含むガバナンス体制等に関する助言・提言を行うなど、監査役としての職責を十分に果たしました。

(注) 山科裕子氏は、2024年3月22日付で監査役を退任するまでに開催された4回の取締役会及び4回の監査役会にすべてに、監査役としてそれぞれ出席しております。

(3) 社外役員の報酬等の総額

区 分	社外取締役		社外監査役		計	
	員 数	報酬等の額	員 数	報酬等の額	員 数	報酬等の額
基 本 報 酬	6名	116百万円	4名	79百万円	10名	195百万円

- (注) 1. 上記には、2024年3月22日付をもって退任した取締役1名、監査役1名を含んでおります。
2. 取締役山科裕子氏は、2024年3月22日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって辞任により監査役を退任し、同株主総会において新たに取締役選任され就任したため、対象員数及び総額については、監査役在任期間は社外監査役に、取締役在任期間は社外取締役に、それぞれ含めております。

Ⅳ 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

2. 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社の当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額	400百万円
②公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の業務に係る報酬等の額	80百万円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 607百万円

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役は、会社が会計監査人と監査契約を締結する際に、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人に対する報酬等の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、検証いたしました。

また、監査役会は、前述の検証を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、同意することが相当であると判断いたしました。

- (注) 1. 当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツとの間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記(1)①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は会計監査人有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるサステナビリティ開示対応に関するアドバイザリー業務及び海外セキュリティガバナンス態勢強化に関するアドバイザリー業務等を委託し、対価を支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、JT International S.A.はDeloitte AGの監査、Gallaher Ltd.はDeloitte LLPの監査を受けております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、当社は、上記のほか、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

事業報告

会社の新株予約権等に関する事項

1. 当該事業年度末日における新株予約権の総数等

(1) 新株予約権の総数	1,153個
(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式230,600株（新株予約権1個につき200株）

2. 当該事業年度末日における当社の会社役員が保有する新株予約権の状況

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式164,200株（新株予約権1個につき200株）
(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円
(3) 新株予約権の譲渡制限	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。
(4) 新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとします。

当社の会社役員の保有状況は以下のとおりです。

発行年度	新株予約権の割当てに際しての払込金額	新株予約権を行使することができる期間	取締役		監査役	
			個数	保有者数	個数	保有者数
2007年度	1個当たり581,269円	2008年1月9日から2038年1月8日まで	16個	1名	—	—
2008年度	1個当たり285,904円	2008年10月7日から2038年10月6日まで	18個	1名	—	—
2009年度	1個当たり197,517円	2009年10月14日から2039年10月13日まで	40個	1名	—	—
2010年度	1個当たり198,386円	2010年10月5日から2040年10月4日まで	42個	1名	—	—
2011年度	1個当たり277,947円	2011年10月4日から2041年10月3日まで	9個	1名	—	—
2012年度	1個当たり320,000円	2012年10月10日から2042年10月9日まで	6個	1名	—	—
2013年度	1個当たり513,400円	2013年10月8日から2043年10月7日まで	21個	1名	—	—
2014年度	1個当たり483,200円	2014年10月7日から2044年10月6日まで	12個	1名	—	—
2015年度	1個当たり711,200円	2015年8月4日から2045年8月3日まで	24個	1名	—	—
2016年度	1個当たり572,600円	2016年7月5日から2046年7月4日まで	43個	2名	—	—
2017年度	1個当たり482,200円	2017年7月4日から2047年7月3日まで	66個	2名	—	—
2018年度	1個当たり300,000円	2018年7月3日から2048年7月2日まで	197個	3名	—	—
2019年度	1個当たり188,000円	2019年7月2日から2049年7月1日まで	327個	3名	—	—

(注) 1. 取締役には、社外取締役を含みません。

2. 2020年3月19日開催の第35回定時株主総会の決議により、株式報酬型ストックオプション制度を廃止しております。そのため、当期におけるストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行っておりません。

業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、次のとおり決議しております。

- (1) 当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役等（会社法施行規則第100条第1項第5号イにいう「取締役等」をいう。）及び従業員（以下、取締役等及び従業員を総称して「役職員」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス体制に係る規程に基づき、当社及び子会社の役職員が法令、定款及び社会規範等を遵守した上で適切な行動をとることを目的に、グローバルに共通するJTグループの価値観・倫理観をまとめたJT Group Compliance Policyを策定するとともに、コーポレート及び各事業毎に、JT Group Compliance Policyと整合し、かつ、それぞれの固有の環境及び特性に応じた行動規範（以下、「各部門コンプライアンス行動規範」という。）を策定する。また、コンプライアンスの徹底を図るため、JTグループ全体におけるコンプライアンスを統括・推進し、取締役会への説明責任を果たすための審議機関として、社長、副社長及び外部専門家を構成員とするJTグループコンプライアンス委員会を設置し、その委員長を社長が務めるものとする。さらに、コンプライアンス担当執行役員を定め法務・コンプライアンス統括部を所管させ、これによりJTグループ横断的な体制の整備・推進及び問題点の把握に努める。加えて、コーポレート及び各事業内に設置する部門コンプライアンス委員会において自律的に自部門のコンプライアンスに関わる事項を審議し、JTグループコンプライアンス委員会がJTグループ全体の取組みを把握又は審議の上、取締役会への十分な報告を行うことにより取締役会との接続を強化し、これをもってJTグループコンプライアンスの監督及び推進の両面において充実及び強化に努める。

当社及び子会社の各コンプライアンス推進部門（当社においては「法務・コンプライアンス統括部」をいい、子会社においてはそれに相当する部署等をいう。）は、各部署・組織を通じて、各部門コンプライアンス行動規範をその役職員に配布するとともに、役職員を対象とした各種研修等を通じて教育啓発活動を行うことによってコンプライアンスの実効性の向上に努める。

（内部通報体制）

当社及び子会社は、その役職員が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合に備え、内部通報体制として相談・通報窓口を設置する。相談・通報を受けた各コンプライアンス推進部門はその内容を調査し、必要な措置を講ずるとともに、再発防止策を実施する。また、当社は、法務・コンプライアンス統括部が対応する相談・通報窓口とは別に、当社監査役が対応する、業務執行ラインから独立性を有した相談・通報窓口を設置する。相談・通報を受けた当社監査役はその内容を調査し、当社は必要な措置及び再発防止策を実施する。

当社は、JTグループに係る重要な問題については部門コンプライアンス委員会及びJTグループコンプライアンス委員会に付議し、審議を求め、又は報告することとする。

（反社会的勢力排除に向けた体制）

当社及び子会社は、反社会的勢力とは断固として対決し、不当な要求には応じず、一切の関係を遮断する。JTグループとしての対応統括部署を当社コーポレートガバナンス部と定め、警察当局、関係団体、弁護士等と連携し、情報収集・共有を図り、組織的な対応を実施する。また、反社会的勢力への関与を禁止し、当社及び子会社の役職員に周知徹底するとともに、これら役職員に対して適宜研修等を行うことにより、反社会的勢力排除に向けた啓発活動を継続的に実施する。

② 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法等に基づき、JTグループの財務報告に係る内部統制システムを整備・運用するとともに、これを評価・報告する体制を適正な人員配置のもとに構築し、もって財務報告の信頼性の維持向上を図る。

③ 内部監査体制

当社監査部は、内部監査を所管し、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、会社財産の保全及び経営効率性の向上を図る。また、当社監査部は、各子会社の内部監査機能との連携により、JTグループの内部監査体制及び方針の企画・推進、並びに各子会社の内部監査機能に対する補完を行う。

(2) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 議事録の保存及び管理

当社は、株主総会及び取締役会の議事録については、法令に基づき適切に管理保存を行う。

② その他の情報の保存及び管理

当社は、重要な業務執行や契約の締結等の意思決定に係る情報については、責任権限規程に基づき責任部署及び保存管理責任を明らかにし、また、その意思決定手続・調達・経理処理上の管理に関する規程を定め、その保存管理を行う。

(3) 子会社取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社に対し、当該子会社を所管する当社担当部署へ重要な情報を定期的に報告させるものとする。

(4) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 平常時のリスク評価・管理体制

当社は、金融・財務リスクに対しては、JTグループに係る指針・規程・マニュアルを定めるとともに、四半期毎に財務責任者を通じて社長及び取締役会に報告を行う。その他のリスクについては、責任権限規程により定められた部門毎の責任権限に基づき、責任部署が事務局となって各種委員会等を設置して適切に管理を行うとともに、重要性に応じて、社長へ報告し、対策の承認を得る。

当社監査部は、各子会社の内部監査機能と連携しつつ、業務執行組織から独立した客観的な視点で、重要性和リスクを考慮してJTグループにおける社内管理体制等を検討・評価し、社長に対して報告・提言を行うとともに、取締役会に対して報告を行う。

② 有事の対応

当社は、危機管理及び災害対策について対応マニュアルを定め、危機や災害の発生時には緊急プロジェクト体制を立ち上げ、経営トップの指揮のもと、関係部門及び子会社との緊密な連携により、迅速・適切に対処することができる体制を整える。また、対処した事案等とその内容については、取締役会に報告を行う。

(5) 当社取締役及び子会社取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社取締役会

当社取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督する。

当社取締役会は、当社取締役から3ヶ月に1回以上業務執行の状況の報告を受ける。

② 当社における適切な権限委譲及び責任体制

当社取締役会に付議する事項のほか、業務全般に亘る経営方針及び基本計画に関する事項等を中心とする経営上の重要事項については、責任権限規程により、明確な意思決定プロセスを定め、迅速な意思決定及び高品質な業務執行を実現することができる体制とする。

当社取締役会が任命する執行役員は、当社取締役会の決定する全社経営戦略等に基づき、各々の領域において委譲された権限のもと、適切な業務執行を行う。組織及び職制については、組織職制規程により基本事項を定めるとともに、業務分担ガイダンスにより各部門の役割を明確に示し、業務の効率性・柔軟性に資する運営を行う。

③ JTグループに適用される規程及び指針の策定等

当社は、JTグループに適用される規程及び指針等の策定等を通じて、JTグループにおける効率的な業務執行体制を構築する。

(6) 当社並びに当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① JTグループのパーパス

JTグループは、「心の豊かさを、もっと。/Fulfilling Moments, Enriching Life」をJT Group Purposeとして定め、JTグループ内で共有する。

② グループマネジメント

当社は、グループに共通する機能・規程等を定義し、グループマネジメントを行うことにより、JTグループ全体最適を図る。コンプライアンス体制（通報体制を含む。）、内部監査体制、財務管理体制等については、子会社と連携を図り、整備する。

(7) 当社監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

① 監査役室の設置

当社監査役（以下、単に「監査役」という。「監査役会」、「監査役室」、及び「監査役室長」との表現も当社のそれを意味するものとする。）の職務を補助する組織として、監査役室を置く。

② 人員の配置

監査役室には、必要な人員を配置する。また、必要に応じ監査役会と協議のうえ人員配置体制の見直しを行う。

- (8) 監査役室所属の従業員の当社取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役室所属の従業員の人事等
監査役室長の評価は監査役会が行い、その他の監査役室所属従業員の評価は、監査役会の助言のもと、監査役室長が行う。監査役室所属の従業員の異動・懲戒にあたっては、監査役会と事前に協議を行う。
- ② 監査役室所属の従業員の職務
監査役室所属の従業員は、監査役の指揮命令に従ってその職務を補助するものとし、当該従業員には当社の業務執行に係る役職を兼務させない。
- (9) 当社及び子会社の役職員又は子会社役職員から報告を受けた者が、監査役会又は監査役に報告するための体制
- ① 監査役会への報告
当社及び子会社の役職員は、計算書類等及び不正又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合における当該事実その他の会社の経営に関する重要な事項等について、監査役会に報告を行う。
- ② 監査役への求めに応じた適切な報告
当社及び子会社の役職員は、監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告を求められたときは、迅速かつ適切に対応する。
- ③ 内部通報の状況の報告
法務・コンプライアンス統括部は、監査役に対して、JTグループに係る内部通報の状況について定期的な報告を行うとともに、必要に応じて適宜報告を行う。
- (10) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、内部通報における相談・通報を理由として、相談・通報者に対していかなる不利な取扱いも行わないことについて、JTグループでの周知徹底を行う。
- (11) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 会社法第388条に基づく費用又は債務の処理
当社は、監査役が当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ② 予算の設定等
当社は、監査役職務の監査に係る諸費用については、監査の実効性を担保すべく予算を設定する。また、監査役職務の監査に係る諸費用のうち予算を超えた部分についても、当該費用が職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社が負担する。
- (12) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 重要な会議への出席等
監査役は、当社取締役会その他の当社の重要な会議に出席することができる。
- ② 監査部、法務・コンプライアンス統括部と監査役との連携
監査部及び法務・コンプライアンス統括部は、監査役との間で情報交換を行い、連携をとる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取組みの状況

- ・当社は、コンプライアンス体制に係る規程に基づき、当社及び子会社の役職員が法令、定款及び社会規範等を遵守した上で適切な行動をとることを目的に、グローバルに共通するJTグループの価値観・倫理観をまとめたJT Group Compliance Policyを策定するとともに、コーポレート及び各事業毎に、JT Group Compliance Policy と整合し、かつ、それぞれの固有の環境及び特性に応じた各部門コンプライアンス行動規範を策定し、各部門コンプライアンス行動規範をこれらの役職員に配布するなど周知しております。
- ・「JTグループコンプライアンス規程」に基づき、年度コンプライアンス計画の実践状況、重要なコンプライアンス違反の発生事実及び講じた措置、その他の重要事項について、取締役会への報告を適宜実施しております。
- ・コンプライアンスの意識の向上と不正行為の防止等を図るため、当社及び子会社の役職員を対象とした研修を定期的実施しております。
- ・内部通報体制については、社内外に相談・通報窓口を設置しており、相談・通報を理由として、相談・通報者に対していかなる不利な取扱いも行わないよう当社及び子会社の役職員に周知しております。また、部門コンプライアンス委員会及びJTグループコンプライアンス委員会において、定期的に相談・通報の内容を報告しております。
- ・反社会的勢力への対応については、お取引先からの表明・確約書の徴取や、当社及び子会社の役職員への定期的な研修等を継続して実施しております。

② 損失の危険の管理に対する取組みの状況

- ・金融・財務リスクについては、「Group Treasury Principle」に基づき、四半期毎に社長及び取締役会への報告を実施しております。
- ・社内管理体制の評価・検討については、「内部監査規程」に基づき、監査部から社長に対して報告・提言を行うとともに、取締役会への報告を実施しております。
- ・危機・災害については、「内部統制システムの構築に関する基本方針及び体制の整備についての決定」に基づき、対処した事案等とその内容について、取締役会への報告を実施しております。

③ 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況

- ・「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月開催しているほか、適宜臨時に開催しております。各担当取締役は、子会社を含む各事業の業務執行の状況について、四半期毎に取締役会への報告を実施しております。
- ・重要な業務執行等の意思決定等については、決裁手続が電子化されており、迅速・効率的な管理体制を構築しております。取締役会議事録についても、正確に記録・作成し、情報の保存及び管理を適切に行っております。

④ 監査役監査の実効性の確保

- ・監査役は、当社及び子会社の役職員から監査に必要な情報について随時報告を受けるとともに、重要な会議への出席に加え、業務執行の意思決定に係る電子決裁の内容を随時確認しております。また、JTグループにおける監査役監査の充実のため、子会社監査役等と定期的に意見交換等を実施しております。
- ・監査部及び法務・コンプライアンス統括部は、監査役との間で定期的に情報交換を行い連携しております。
- ・監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した監査役室を設置し、必要な人員を配置しております。また、監査役の協議により職務上必要と見込まれる費用については、予算を計上しております。

2. 連 結 計 算 書 類

(連 結 財 政 状 態 計 算 書)

(連 結 損 益 計 算 書)

(連 結 持 分 変 動 計 算 書)

連結財政状態計算書 (2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産		流動負債	
現金及び現金同等物	1,084,567	営業債務及びその他の債務	659,510
営業債権及びその他の債権	568,982	社債及び借入金	178,668
棚卸資産	957,281	未払法人所得税等	24,621
その他の金融資産	120,211	その他の金融負債	59,965
その他の流動資産	826,766	引当金	25,704
小計	3,557,807	その他の流動負債	1,029,925
売却目的で保有する資産	19,765	流動負債合計	1,978,393
流動資産合計	3,577,572	非流動負債	
非流動資産		社債及び借入金	1,548,120
有形固定資産	907,700	その他の金融負債	49,210
のれん	2,914,254	退職給付に係る負債	277,236
無形資産	486,463	引当金	48,526
投資不動産	3,716	その他の非流動負債	122,321
退職給付に係る資産	89,573	繰延税金負債	124,455
持分法で会計処理されている投資	50,423	非流動負債合計	2,169,869
その他の金融資産	152,451	負債合計	4,148,262
その他の非流動資産	5,500	資本	
繰延税金資産	93,467	資本金	100,000
非流動資産合計	4,703,547	資本剰余金	736,697
資産合計	8,281,118	自己株式	△488,579
		その他の資本の構成要素	381,599
		利益剰余金	3,321,034
		親会社の所有者に帰属する持分	4,050,752
		非支配持分	82,104
		資本合計	4,132,856
		負債及び資本合計	8,281,118

連結損益計算書 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	3,149,759
売 上 原 価	△1,407,462
売 上 総 利 益	1,742,297
そ の 他 の 営 業 収 益	29,308
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	12,885
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 等	△1,087,287
営 業 利 益	697,203
金 融 収 益	69,503
金 融 費 用	△159,198
税 引 前 利 益	607,509
法 人 所 得 税 費 用	△140,784
当 期 利 益	466,725
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	463,369
非 支 配 持 分	3,356

連結計算書類

連結持分変動計算書（自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日）

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素			
				新株予約権	在外営業活動 体の換算差額	キャッシュ・フロー・ ヘッジの公正価値の 変動額の有効部分	ヘッジコスト
2024年 1 月 1 日 残高	100,000	736,478	△489,194	557	270,810	9,145	△17
当期利益	—	—	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	93,999	△4,201	29
当期包括利益	—	—	—	—	93,999	△4,201	29
自己株式の取得	—	—	△2	—	—	—	—
自己株式の処分	—	220	617	△193	—	—	—
株式に基づく報酬取引	—	—	—	—	—	—	—
配当金	—	—	—	—	—	—	—
連結範囲の変動	—	—	—	—	—	—	—
支配の喪失とならない子会社に 対する所有者持分の変動	—	—	—	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替	—	—	—	—	—	—	—
その他の増減	—	—	—	—	—	△918	—
所有者との取引額等合計	—	220	615	△193	—	△918	—
2024年12月31日 残高	100,000	736,697	△488,579	364	364,809	4,026	12

	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素			利益剰余金	合 計		
	その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	確定給付型退職給付制度の再測定額	合 計				
2024年1月1日 残高	10,054	－	290,550	3,192,323	3,830,156	82,336	3,912,491
当期利益	－	－	－	463,369	463,369	3,356	466,725
その他の包括利益	2,333	14,054	106,214	－	106,214	△197	106,017
当期包括利益	2,333	14,054	106,214	463,369	569,583	3,159	572,742
自己株式の取得	－	－	－	－	△2	－	△2
自己株式の処分	－	－	△193	△493	151	－	151
株式に基づく報酬取引	－	－	－	664	664	24	688
配当金	－	－	－	△349,759	△349,759	△2,810	△352,569
連結範囲の変動	－	－	－	627	627	△66	561
支配の喪失とならない子会社に対する所有者持分の変動	－	－	－	251	251	△539	△287
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	1	△14,054	△14,053	14,053	－	－	－
その他の増減	－	－	△918	－	△918	－	△918
所有者との取引額等合計	1	△14,054	△15,164	△334,657	△348,987	△3,390	△352,377
2024年12月31日 残高	12,388	－	381,599	3,321,034	4,050,752	82,104	4,132,856

連結計算書類の注記

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS会計基準）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRS会計基準で求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数は268社であります。

主要な連結子会社は、TSネットワーク㈱、日本フィルター工業㈱、JT International S.A.、Gallaher Ltd.、鳥居薬品㈱、テーブルマーク㈱であります。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社等の数は53社であります。

主要な持分法適用の関連会社は、TC Megapolis JSCであります。

また、当社グループが有する共同支配企業については、持分法によって処理しております。

(4) 会計方針に関する事項

① デリバティブ以外の金融資産の評価基準及び評価方法

(i) 当初認識及び測定

金融資産は損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しております。当社グループは当初認識においてその分類を決定しております。

金融資産は、次の条件がともに満たされる場合には償却原価で測定される金融資産に分類し、それ以外の場合には公正価値で測定される金融資産へ分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

公正価値で測定される金融資産については、損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融商品を除き、個々の資本性金融商品ごとに、損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

すべての金融資産は、損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に、当該金融資産に直接帰属する取引コストを加算した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定される金融資産

償却原価により測定される金融資産は実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) その他の金融資産

償却原価により測定される金融資産以外の金融資産は公正価値で測定しております。

公正価値で測定される金融資産の公正価値の変動額は損益として認識しております。

ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合には利益剰余金に振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については当期の損益として認識しております。

(iii) 認識の中止

金融資産は、便益を受領する権利が消滅したか、譲渡されたか、又は実質的に所有に伴うすべてのリスクと経済価値が移転した場合に認識を中止しております。

(iv) 金融資産の減損

償却原価により測定される金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。予想信用損失は、過去の貸倒実績や将来の回収可能価額等を基に算定しております。

営業債権については、常に全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。営業債権以外の金融資産については、原則として12ヶ月の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しておりますが、当初認識以降に信用リスクが著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

信用リスクが著しく増大しているか否かは、債務不履行が発生するリスクの変化に基づいて判断しており、その判断にあたっては、期日経過情報、債務者の財政状態の悪化、内部信用格付の低下等を考慮しております。

金融資産の全部又は一部について回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行と判断し、信用減損金融資産として扱っております。また、金融資産の全部又は一部を回収できないと合理的に判断される場合には、金融資産の帳簿価額を直接償却しております。

信用減損が発生していない営業債権については、多数の同質的な取引先より構成されているため一括してグルーピングしたうえで、集合的に予想信用損失を測定しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を損益で認識しております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

当社グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。

デリバティブの公正価値変動額は連結損益計算書において損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体の純投資ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識しております。

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費、及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての原価を含んでおります。

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定し、原価の算定にあたっては、主として総平均法を使用しております。

また、正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成に要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しております。

なお、投入までの期間が12ヶ月を超える葉たばこについては、正常な営業循環期間内で保有するものであるため、すべて流動資産に含めて表示しております。

④ 重要な減価償却資産の減価償却方法

(i) 有形固定資産及び投資不動産（使用権資産を除く）

有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。取得価額には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去及び原状回復費用、及び資産計上の要件を満たす借入コストを含めております。

土地等の償却を行わない資産を除き、各資産はそれぞれの見積耐用年数に亘って定額法で減価償却を行っております。

投資不動産は、賃貸収益又は資本増価、もしくはその両方を目的として保有する不動産であります。

投資不動産の測定においては、有形固定資産に準じて原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	20～50年
機械装置及び運搬具	10～18年

なお、見積耐用年数及び減価償却方法等は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合には、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(ii) 無形資産（使用権資産を除く）

無形資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。個別に取得した無形資産は、当初認識に際し取得原価で測定しており、企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定しております。なお、内部創出の無形資産については、資産化の要件を満たす開発費用を除き、その支出額はすべて発生した期の費用として計上しております。

有限の耐用年数を有する無形資産は、それぞれの見積耐用年数に亘って定額法で償却し、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております。有限の耐用年数を有する無形資産の見積耐用年数及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

有限の耐用年数を有する無形資産の主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

商標権	10～20年
ソフトウェア	5年

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産については、償却を行わず、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、個別に又は各資金生成単位で減損テストを実施しております。

(iii) 使用権資産

当社グループは、契約の開始時に、特定された資産の使用を支配する権利が一定期間に亘って対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び少額資産のリースについて、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいる場合、短期リース又は少額資産のリースを除き、開始日において使用権資産及びリース負債を連結財政状態計算書に計上しております。短期リース及び少額資産のリースに係るリース料はリース期間に亘り定額法により費用として認識しております。

使用権資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得価額には、リース負債の当初測定のコスト、開始日以前に支払ったリース料、当初直接コストを含めております。使用権資産は見積耐用年数とリース期間のいずれか短い期間に亘って、定額法で減価償却を行っております。リース負債は、支払われていないリース料の現在価値で測定しております。リース料は、実効金利法に基づき金融費用とリース債務の返済額とに配分しております。金融費用は連結損益計算書で認識しております。

⑤ 重要な引当金の計上基準

当社グループは、過去の事象の結果として現在の債務（法的債務又は推定的債務）を有しており、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼できる見積りが可能である場合に引当金を認識しております。

貨幣の時間価値が重要な場合には、決済のために要すると見積られた支出額の現在価値で測定しております。現在価値の算定には、貨幣の時間的価値の現在の市場評価とその負債に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いております。

また、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従い、リストラクチャリング引当金については詳細な公式計画を有し、かつ計画の実施や公表を通じて、影響を受ける関係者に当該リストラクチャリングが確実に実施されると予期させた時点で認識しております。当該引当金は、リストラクチャリングから発生する直接支出のみを計上対象としており、以下の双方に該当するものであります。

- ・リストラクチャリングに必然的に伴うもの
- ・企業の継続活動に関連がないもの

⑥ 退職後給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

また、公的年金負担に要する費用のうち、1956年6月以前（公共企業体職員等共済組合法施行日前）の給付対象期間に係る共済年金給付の負担について、当該共済年金負担に係る負債額を算定し退職給付に係る負債に含めて計上しております。

当社グループは確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を使用して各制度ごとに個別に算定しております。割引率は、将来の毎年度の給付支払見込みまでの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債又は国債の市場利回りに基づき算定しております。確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値（必要な場合には、確定給付資産の上限、最低積立要件への調整を含む）を控除して算定しております。また利息費用及び利息収益は、金融費用として計上しております。

確定給付型退職給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識しており、直ちに利益剰余金に振り替えております。過去勤務費用は、発生した期の損益として処理しております。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

⑦ 収益の計上基準

(i) 顧客との契約から生じる収益

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、たばこ製品、医療用医薬品、加工食品等の販売を行っており、このような物品の販売については、物品の引渡時点において当該物品に対する支配が顧客に移転し、当社グループの履行義務が充足されると判断しており、当該物品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引、割戻等及び消費税等の税金を控除した金額で測定しております。

なお、たばこ税及びその他当社グループが代理人として関与した取引における取引高については、収益より控除しており、これらを除いた金額を売上収益として連結損益計算書に表示しております。

(ii) 利息収益

利息収益は、実効金利法により認識しております。

(iii) 配当金

配当は、支払を受ける株主の権利が確定した時に認識しております。

⑧ のれんに関する事項

のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんは償却を行わず、事業の種類に基づいて識別された資金生成単位に配分し、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

⑨ 外貨換算の方法

当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である円で表示しております。また、グループ内の各企業はそれぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

外貨建取引は、取引日における直物為替相場又はそれに近似するレートにより機能通貨に換算しております。外貨建の貨幣性資産及び負債は、決算日の直物為替相場により機能通貨に換算しております。当該換算及び決済により生じる換算差額は損益として認識しております。ただし、在外営業活動体（海外子会社等）に対する純投資のヘッジ手段として指定された金融商品、その他の包括利益を通じて測定される金融資産、及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

在外営業活動体の資産及び負債は決算日の直物為替相場により、収益及び費用は取引日の直物為替相場又はそれに近似するレートにより、それぞれ円貨に換算しており、その換算差額はその他の包括利益として認識しております。ただし、超インフレ経済下にある子会社の収益及び費用は、超インフレ会計の適用により決算日の直物為替相場により円換算しております。超インフレ会計の詳細は「⑬超インフレの調整」に記載しております。在外営業活動体が処分された場合には、当該営業活動体に関連する累積換算差額を処分した期の損益として認識しております。

⑩ 重要なヘッジ会計の方法

当社グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。

デリバティブの公正価値変動額は連結損益計算書において損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体の純投資ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識しております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するにあたってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質及びヘッジ関係の有効性の評価方法などを含んでおります。これらのヘッジは、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的關係があること、信用リスクの影響が経済的關係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと、ヘッジ関係のヘッジ比率が実際にヘッジしているヘッジ対象及びヘッジ手段の数量から生じる比率と同じであることが見込まれますが、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを判定するために、継続的に評価しております。

また、リスク管理目的は変わっていないものの、ヘッジ手段とヘッジ対象の経済的關係に変化が生じたため、ヘッジ比率に関するヘッジの有効性の要求に合致しなくなった場合には、適格要件を再び満たすように、ヘッジ比率を調整しております。ヘッジ比率の調整後もなお、ヘッジ関係が適格要件を満たさなくなった場合には、当該要件を満たさなくなった部分についてヘッジ会計を中止しております。なお、当社グループは有効性の高いヘッジを行っているため、通常、重要なヘッジの非有効部分は発生しないと想定しております。

ヘッジ会計に関する厳格な要件を満たすヘッジは、IFRS第9号「金融商品」に基づき以下のように分類し、会計処理しております。

(i) 公正価値ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失は、連結損益計算書において損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定した資本性金融商品をヘッジ対象とした場合の公正価値変動については、その他の包括利益として認識しております。ヘッジ対象に係るヘッジ利得又は損失については、ヘッジ対象の帳簿価額を調整し、連結損益計算書において損益として認識しております。ただし、その他の包括利益に表示することとした資本性金融商品の公正価値変動については、その他の包括利益として認識しております。

(ii) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分はその他の包括利益として認識し、非有効部分は直ちに連結損益計算書において損益として認識しております。なお、通貨オプションの時間的価値については、ヘッジ手段の指定から除外しており、その他の資本の構成要素の独立項目であるヘッジコストとして認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が損益に影響を与える時点で損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合に、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を損益に振り替えております。ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がまだ見込まれる場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識されていた金額は、当該将来キャッシュ・フローが発生するまで引き続き資本に計上しております。

(iii) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジから発生する換算差額については、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様の方法で会計処理しております。ヘッジ手段に係る利得及び損失のうち、有効部分はその他の包括利益として認識し、非有効部分は連結損益計算書において損益として認識しております。在外営業活動体の処分時には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を損益に振り替えております。

⑪ 金融商品の公正価値

各決算日現在で活発な金融市場において取引されている金融商品の公正価値は、市場における公表価格又はディーラー価格を参照しております。

活発な市場が存在しない金融商品の公正価値は、適切な評価技法を使用して算定しております。

⑫ 当社及び一部の子会社は、グループ通算制度を適用しております。

⑬ 超インフレの調整

超インフレ経済下にある子会社の業績及び財政状態について、IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」に定められる要件に従い、報告期間の末日現在の測定単位に修正したうえで、当社グループの連結計算書類に含めております。

超インフレ経済下にある子会社は、取得原価で表示されている有形固定資産等の非貨幣性項目について、取得日を基準に期末日時点の測定単位に修正しております。現在原価で表示されている貨幣性項目及び非貨幣性項目については、報告期間の末日現在の測定単位で表示されていると考えられるため、修正していません。

(5) 会計方針の変更

当社グループが当年度より適用している基準及び解釈指針は以下のとおりです。

IFRS会計基準		新設・改訂の概要
IFRS第7号 IAS第7号	金融商品：開示 キャッシュ・フロー計算書	サプライヤー・ファイナンス契約に関する開示を規定

上記の基準等の適用が連結計算書類に与える重要な影響はありません。

なお、当年度の連結計算書類は、一部の項目において、前年度の連結計算書類から表示方法を変更しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度の連結計算書類に重要な影響を与える見積りは、以下のとおりです。

(1) 有形固定資産、のれん、無形資産及び投資不動産の減損

① 当年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	907,700百万円
のれん	2,914,254百万円
無形資産	486,463百万円
投資不動産	3,716百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、有形固定資産、のれん、無形資産及び投資不動産について、回収可能価額が帳簿価額を下回る兆候がある場合には、減損テストを実施しております。

減損テストを実施する契機となる重要な要素には、過去あるいは見込まれる営業成績に対しての著しい実績の悪化、取得した資産の用途の著しい変更ないし戦略全体の変更、業界トレンドや経済トレンドの著しい悪化等が含まれます。さらに、のれんについては、回収可能価額がその帳簿価額を下回っていないことを確認するため、最低年1回、兆候の有無に係わらず減損テストを実施しております。

減損テストは、資産の帳簿価額と回収可能価額を比較することにより実施し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には減損損失を計上することとなります。回収可能価額は、主に割引キャッシュ・フロー・モデルにより算定しており、算定に際しては、資産の耐用年数や将来のキャッシュ・フロー、割引率、長期成長率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 退職後給付

① 当年度の連結計算書類に計上した金額

退職給付に係る資産	89,573百万円
退職給付に係る負債	277,236百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは確定給付型を含む様々な退職給付制度を有しております。また、当社の共済年金給付制度は、日本国政府が所掌する公的年金制度の一つであり、その給付に要する費用の一部は法令により、事業主である当社が負担しております。

これらの各制度に係る確定給付制度債務の現在価値及び関連する勤務費用等は、数理計算上の仮定に基づいて算定されております。数理計算上の仮定には、割引率やインフレ率等、様々な変数についての見積り及び判断が求められます。

当社グループは、これらの変数を含む数理計算上の仮定の適切性について、外部の年金数理人からの助言を得ております。

数理計算上の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果や関連法令の改正・公布によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 引当金

① 当年度の連結計算書類に計上した金額

引当金	74,230百万円
-----	-----------

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、資産除去引当金やリストラチャリング引当金等、種々の引当金を連結財政状態計算書に計上しております。

これらの引当金は、決算日における債務に関するリスク及び不確実性を考慮に入れた、債務の決済に要する支出の最善の見積りに基づいて計上されております。

債務の決済に要する支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定しておりますが、予想しえない事象の発生や状況の変化によって影響を受ける可能性があり、実際の支払額が見積りと異なった場合、翌年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(4) 法人所得税

① 当年度の連結計算書類に計上した金額

未払法人所得税等 24,621百万円
繰延税金資産 93,467百万円
繰延税金負債 124,455百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは世界各国において事業活動を展開しており、各国の税務当局に納付することになると予想される金額を、法令等に従って合理的に見積り、税務負債及び法人所得税を計上しております。

税務負債及び法人所得税の算定に際しては、課税対象企業及び管轄税務当局による税法規定の解釈や過去の税務調査の経緯など、様々な要因について見積り及び判断が必要となります。

そのため、計上された税務負債及び法人所得税と、実際の税務負債及び法人所得税の金額が異なる可能性があります。その場合、翌年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。

繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、事業計画に基づいて将来獲得しうる課税所得の時期及びその金額を合理的に見積み、金額を算定しております。

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(5) 偶発事象

偶発事象は、決算日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性及び金額的影響を考慮したうえで、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目を開示しております。

偶発事象の内容については、「9. 偶発事象に関する注記」に記載しております。

(6) その他

昨今のロシア・ウクライナ情勢については、現時点において会計上の見積り及び見積りを伴う判断に与える重要な影響はありません。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額（減損損失累計額を含む）

有形固定資産	1,309,743百万円
のれん及び無形資産	1,362,377百万円
投資不動産	5,164百万円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

日本たばこ産業株式会社法第6条の規定により、会社の財産を社債の一般担保に供しております。

担保に係る債務の金額	社債	125,000百万円
------------	----	------------

(3) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	7,810百万円
その他の金融資産	6,780百万円

4. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 年 度 期 首 株 式 数(千株)	当 年 度 増 加 株 式 数 (千株)	当 年 度 減 少 株 式 数 (千株)	当 年 度 末 株 式 数(千株)
発行済株式 普通株式	2,000,000	—	—	2,000,000
自己株式 普通株式	224,692	0	283	224,409

(注) 普通株式の自己株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。また、普通株式の自己株式数の減少283千株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分125千株、ストック・オプションの行使121千株、パフォーマンス・シェア・ユニットとしての自己株式の処分38千株及び単元未満株式の売渡請求0千株によるものであります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月22日 定時株主総会	普通株式	177,531	100	2023年12月31日	2024年3月25日
2024年8月2日 取締役会	普通株式	172,229	97	2024年6月30日	2024年9月4日

② 基準日が当年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度になるもの
2025年3月26日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案しております。

(議案)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月26日 定時株主総会	普通株式	172,232	利益剰余金	97	2024年12月31日	2025年3月27日

(3) 当年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 230,600株

5. 収益認識に関する注記

(1) 売上収益の分解

「売上収益」の分解は、以下のとおりです。なお、グループ会社間の内部取引控除後の金額で表示しております。

	報告セグメント			その他	連結
	たばこ (注2)	医薬	加工食品		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
自社たばこ製品売上収益 (注1)	2,778,610	—	—	—	2,778,610
その他	117,945	94,464	157,183	1,556	371,149
合計	<u>2,896,555</u>	<u>94,464</u>	<u>157,183</u>	<u>1,556</u>	<u>3,149,759</u>

(注1) 自社たばこ製品売上収益には、物流事業及び製造受託等に係る売上収益は含まれておりません。

(注2) たばこ事業の自社たばこ製品売上収益のうち、RRPに係る売上収益は98,873百万円です。RRPは、喫煙に伴う健康リスクを低減させる可能性のある製品 (Reduced-Risk Products) を指しております。

自社たばこ製品売上収益のクラスター別の内訳は以下のとおりです。

	クラスター別			
	Asia	Western Europe	EMA	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
自社たばこ製品売上収益	802,325	688,921	1,287,364	2,778,610

Asia:日本を含むアジア全域

Western Europe:西欧地域

EMA:アフリカ、中近東、東欧、トルコ、南北アメリカ大陸及びすべての免税市場

Asiaには台湾、日本、フィリピン等、Western Europeにはイタリア、英国、スペイン等、EMAにはトルコ、ルーマニア、ロシア等を含んでおります。

① たばこ事業

たばこ事業においては、製造たばこ等の販売を行っております。

物品の販売からの収益は、物品の引渡時点において当該物品に対する支配が顧客に移転し、当社グループの履行義務が充足されると判断しており、当該物品の引渡時点で収益を認識しております。これらの物品の販売による収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引、割戻等及び消費税等の税金を控除した金額で測定しております。加えて、当社グループが顧客に対して支払を行っている場合で、顧客に支払われる対価が顧客からの別個の財又はサービスに対する支払である場合を除き、顧客との契約において約束された対価からその対価を控除した金額で測定しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

なお、たばこ税及びその他当社グループが代理人として関与した取引における取扱高については、収益より控除しており、これらを除いた経済的便益の流入額を「売上収益」として連結損益計算書に表示しております。

② 医薬事業

医薬事業においては、医療用医薬品の販売及び技術の導出等を行っております。

物品の販売からの収益は、物品の引渡時点において当該物品に対する支配が顧客に移転し、当社グループの履行義務が充足されると判断しており、当該物品の引渡時点で収益を認識しております。これらの物品の販売による収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引、割戻等及び消費税等の税金を控除した金額で測定しております。加えて、当社グループが顧客に対して支払を行っている場合で、顧客に支払われる対価が顧客からの別個の財又はサービスに対する支払である場合を除き、顧客との契約において約束された対価からその対価を控除した金額で測定しております。

技術の導出からの収益は、化合物毎に、開発途中段階で開発及び商業化権を他社に導出し、導出先から契約一時金、マイルストーン収入及び販売実績に応じたロイヤリティ収入を受領しております。契約一時金については、顧客がライセンスに対する支配を獲得した時点で収益を認識しております。マイルストーン収入については、開発の進捗等の当事者間で合意したマイルストーンが達成された時点で収益を認識しております。販売実績に応じたロイヤリティ収入については、導出先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

③ 加工食品事業

加工食品事業においては、冷凍・常温食品及び調味料等の販売を行っております。

物品の販売からの収益は、物品の引渡時点において当該物品に対する支配が顧客に移転し、当社グループの履行義務が充足されると判断しており、当該物品の引渡時点で収益を認識しております。これらの物品の販売による収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引、割戻等及び消費税等の税金を控除した金額で測定しております。加えて、当社グループが顧客に対して支払を行っている場合で、顧客に支払われる対価が顧客からの別個の財又はサービスに対する支払である場合を除き、顧客との契約において約束された対価からその対価を控除した金額で測定しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

なお、当社グループが代理人として関与した取引における取扱高については、収益より控除しており、これらを除いた経済的便益の流入額を「売上収益」として連結損益計算書に表示しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該リスクを回避又は低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。また、当社の財務業務を管轄する部門は、主要な財務上のリスク管理の状況について、定期的に当社の社長及び取締役会に報告しております。

当社グループの方針として、デリバティブは、実需取引のリスク緩和を目的とした取引に限定しており、投機目的やトレーディング目的の取引は行っておりません。

(2) 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを以下のように分類しております。

レベル1： 活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2： レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3： 観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値

① 償却原価で測定される金融商品

当年度末における償却原価で測定される金融商品の連結財政状態計算書計上額及び公正価値ヒエラルキーは、次のとおりであります。

	連結財政状態計算書計上額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
長期借入金（注）	738,335	—	738,281	—	738,281
社債（注）	928,136	876,125	—	—	876,125

（注）1年内返済予定の残高を含んでおります。

償却原価で測定される短期金融資産、短期金融負債については、公正価値は帳簿価額と近似しております。

長期借入金の公正価値については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

② 公正価値で測定される金融商品

当年度末における公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーは、次のとおりであります。

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
デリバティブ資産	—	18,900	—	18,900
株式	24,709	—	17,783	42,492
受取手形及び売掛金	—	22,884	—	22,884
その他	852	2,814	28,136	31,802
合計	25,561	44,598	45,920	116,078
デリバティブ負債	—	45,103	—	45,103
合計	—	45,103	—	45,103

7. 投資不動産に関する注記

(1) 投資不動産の状況に関する事項

当社グループでは、東京都その他地域において、賃貸オフィスビル等を所有しております。

(2) 投資不動産の公正価値に関する事項

当年度末における投資不動産の連結財政状態計算書計上額及び公正価値は、次のとおりであります。

	連 結 財 政 状 態 計 算 書 計 上 額	公 正 価 値
	百万円	百万円
投資不動産	3,716	12,284

(注) 1. 連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 投資不動産の公正価値は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づく金額であります。その評価は、当該不動産の所在する国の評価基準に従い、類似資産の取引価格を反映した市場証拠に基づいております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 2,281.35円 |
| (2) 基本的1株当たり当期利益 | 260.98円 |
| (3) 希薄化後1株当たり当期利益 | 260.94円 |

9. 偶発事象に関する注記

偶発負債

当社及び一部の子会社は、現在係属中の複数の訴訟等の当事者となっております。その最終結果について合理的に見積ることが不可能な訴訟等については、引当金は計上しておりません。

なお、これら訴訟等の当事者である当社及び一部の子会社は、それぞれの主張に確固たる根拠があるものと考えており、社外弁護士と連携のうえ応訴体制を整備し、適切に対応しております。

(1) 喫煙と健康に関する訴訟

当社の一部子会社は、喫煙、たばこのマーケティング又はたばこの煙への曝露から損害を受けたとする訴訟の被告となっております。喫煙と健康に関する訴訟については、当社の一部子会社を被告とする訴訟、又はRJRナビスコ社の米国たばこ事業を買収した契約等に基づき当社が責任を負担するものをあわせて、引当金を計上していない訴訟は決算日現在51件係属しております。また、買収に伴い、企業結合で引き受けた偶発負債のため引当金を計上している訴訟が84件あります。

なお、カナダ・ケベック州の集団訴訟2件に関して、2019年3月にケベック州控訴裁判所により、当社のカナダ子会社であるJTI-Macdonald Corp.（以下、JTI-Mac）を含む被告たばこ製造業者3社の控訴を棄却する旨の判決が下されました。ケベック州控訴裁判所は同判決において、被告たばこ製造業者3社に対して総額約1兆4,996億円（約137億カナダドル）の損害賠償を命じております（そのうち、JTI-Macの負担分は約1,943億円（約18億カナダドル））。これを受け、JTI-Macは「Companies' Creditors Arrangement Act（企業債権者調整法）」（以下、CCAA）の適用申請をオンタリオ州上位裁判所に行い、承認されております。これにより、JTI-Macが当事者となっているカナダにおけるすべての訴訟手続及び判決の執行は停止しております。

JTI-Macは、係属中訴訟の終局的な解決を企図して、裁判所の指示のもと、ケベック州の集団訴訟原告を含む各債権者（以下、本債権者）との調停手続を進めてまいりました。2024年10月17日、裁判所により選任された調停人及びJTI-Macの監督人は、JTI-Mac及びその役員等に対する喫煙に伴う健康被害等製造たばこに関わる損害賠償等の請求（JTI-Macが当事者となっている係属中訴訟18件を含む）に関し、本債権者及びJTI-Macとの間で包括的和解に合意することを目的とする再生計画案（以下、本計画案）を公表し、JTI-Mac及び他の現地たばこ製造業者2社による総額325億カナダドルの和解金支払がその内容に含まれております。その後、同年12月12日に開催された債権者集会において本計画案が承認されたことを受け、2025年1月29日から同月31日にかけて、オンタリオ州上位裁判所は、JTI-Macを含む被告たばこ製造業者3社に対して本計画案の承認に係るヒアリングを実施し、JTI-Macは本計画案における未解決の重要な課題に係る解決策を提示いたしました。

現在、かかるヒアリングの結果を踏まえ、オンタリオ州上位裁判所において、本計画案の内容につき検討中であり、同裁判所は本計画案につき未だ承認しておりません。

引き続き、JTI-MacはCCAAの適用下で事業資産が保全され、事業を継続しております。

現在係属中の喫煙と健康に関する訴訟のうち、主なものは以下のとおりであります。

① 個人訴訟

南アフリカにおいて、当社の被補償者に対し、1件の個人訴訟が提起されております。

② 集団訴訟

カナダにおいて、当社グループ会社又は当社の被補償者に対し、8件の集団訴訟が提起されております。これらの訴訟手続及び判決の執行は、CCAA手続により停止しております。また、アメリカ合衆国において、当社グループ会社に対し、1件の集団訴訟が提起されております。本訴訟は現在手続停止中です。

③ 医療費返還訴訟

カナダにおいて、当社グループ会社及び当社の被補償者に対し、全10州(3準州を除く)の政府により提起された10件の医療費返還訴訟が係属しております。これらの訴訟手続は、CCAA手続により停止しております。

(2) その他の訴訟等

当社及び一部の子会社は、商事紛争、税務紛争その他の訴訟等においても当事者となっております。

10. 企業結合に関する注記

米国のたばこ会社の取得

(1) 企業結合の概要

当社グループは、2024年10月7日（米国東部時間）に、米国においてたばこ事業を展開するVector Group Ltd.（以下、「VGR社」）の完全希薄化後の発行済普通株式のすべてを取得しました。VGR社は、米国市場において近年成長を続けている低価格帯において、Montego、Eagle等の確固たるブランドを有しています。本買収は、世界第2位の規模（売上金額ベース）で収益性の高い米国市場における当社グループのプレゼンス拡大を目的としたものです。

(2) 当社グループの業績に与える影響

取得日以降に、当企業結合から生じた売上収益は32,828百万円、営業利益は9,025百万円です。

なお、上記の営業利益には、企業結合により取得した商標権及びその他無形資産の償却費等が含まれております。

(3) 取得対価及びその内訳（取得合計）

取得対価は344,643百万円であり、すべて現金で支払いを行っております。

(4) 企業結合によるキャッシュ・アウト（取得合計）

	企業結合による キャッシュ・アウト
	百万円
現金による取得対価	344,643
取得した子会社における現金及び現金同等物	△78,976
企業結合によるキャッシュ・アウト	265,667

(5) 取得資産及び負債の公正価値

	公正価値
	百万円
流動資産	121,853
商標権	51,210
上記以外の非流動資産	308,127
資産合計	481,189
流動負債	80,969
非流動負債	303,652
負債合計	384,622
のれん	248,076

のれんは、事業基盤拡充を含む、事業統合効果による超過収益力を反映したものです。

商標権以外の非流動資産には米国においてたばこ事業を展開するための契約・ライセンス関連の無形資産が含まれています。

取得資産及び負債の公正価値は、取得日時点で認識された暫定的な金額であり、測定期間中（取得日から1年）に修正が行われる可能性があります。

当企業結合に係る取得関連費用として、3,575百万円を「販売費及び一般管理費等」、1,187百万円を「金融費用」にて費用処理しております。また、買収資金の調達に係る借入金組成費用を当該借入金の当初認識時の公正価値から控除したもののうち、当年度末において金融費用として計上されていない未経過残高△1,142百万円を「社債及び借入金」として計上しております。

1 1. 重要な後発事象に関する注記

当社は、下記のとおり借入を行いました。

- | | |
|--|--|
| ① 借入先 | 株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社 |
| ② 借入金総額 | 1,000億円 |
| ③ 借入利率 | 変動金利（TIBORに基づく基準金利＋スプレッド） |
| ④ 借入実行日 | 2025年1月31日 |
| ⑤ 返済期限 | 2055年1月31日
ただし、借入実行日から5年経過後以降の各利払日において、元本の全部又は一部の
期限前弁済が可能 |
| ⑥ 担保・保証 | 無担保・無保証 |
| ⑦ 資金の使途 | 既存劣後ローンの返済に充当 |
| ⑧ その他の借入条件 | |
| (i) 利息支払に関する条項
利息の任意停止が可能。 | |
| (ii) 劣後特約
本借入の債権者は、当社の清算手続、破産手続、更生手続、民事再生手続又は日本法によらないこれら
に準ずる手続において、上位債務に劣後した劣後請求権を有する。
本借入に係る契約の各条項は、いかなる意味においても劣後債権の債権者以外の債権者に対して不利益
を及ぼす内容に変更してはならない。 | |
| (iii) 借換制限
契約上の定め無し。
ただし、当社は本借入を期限前弁済する場合、期限前弁済日以前12ヶ月以内に、普通株式又は本借入
と同等以上の資本性を有するものと格付機関から認定された資金により本借入を借り換えることを意図
している。しかし、一定の財務基準を満たす場合には、同等以上の資本性が認定された資金による借り
換えを見送る可能性がある。 | |

1 2. 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

3 . 計 算 書 類

(貸 借 対 照 表)

(損 益 計 算 書)

(株 主 資 本 等 変 動 計 算 書)

貸借対照表 (2024年12月31日現在)

		(単位：百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	480,137	流動負債	753,816
現金及び預金	205,764	買掛金	15,261
売掛金	35,420	短期借入金	100,000
商品及び製品	38,813	1年内償還予定の社債	25,000
半製品	76,050	リース債務	182
仕掛品	1,726	未払金	71,164
原材料及び貯蔵品	42,204	未払たばこ税	66,209
前渡金	1,641	未払たばこ特別税	7,982
前払費用	5,364	未払地方たばこ税	76,693
関係会社短期貸付金	39,264	未払法人税等	1,330
その他	33,922	未払消費税等	26,994
貸倒引当金	△31	キャッシュ・マネージメント・システム預り金	292,571
固定資産	1,823,652	賞与引当金	13,396
有形固定資産	159,412	その他引当金	3,471
建物	65,106	その他	53,561
構築物	1,849	固定負債	335,079
機械及び装置	28,822	社債	100,000
車両運搬具	961	長期借入金	120,000
工具、器具及び備品	12,401	リース債務	616
土地	43,669	退職給付引当金	98,521
建設仮勘定	6,605	その他	15,943
無形固定資産	75,505	負債合計	1,088,895
商標権	16,422	(純資産の部)	
ソフトウェア	16,481	株主資本	1,231,375
のれん	35,771	資本金	100,000
その他	6,831	資本剰余金	736,697
投資その他の資産	1,588,735	資本準備金	636,400
投資有価証券	21,707	その他資本剰余金	100,297
関係会社株式	1,508,834	利益剰余金	883,256
関係会社長期貸付金	5,488	利益準備金	18,776
長期前払費用	9,714	その他利益剰余金	864,480
繰延税金資産	25,981	新事業開拓事業者	
その他	17,102	投資損失準備金	243
貸倒引当金	△90	圧縮記帳積立金	31,382
資産合計	2,303,789	圧縮記帳特別勘定	877
		繰越利益剰余金	831,979
		自己株式	△488,579
		評価・換算差額等	△16,844
		その他有価証券評価差額金	7,052
		繰延ヘッジ損益	△23,896
		新株予約権	364
		純資産合計	1,214,895
		負債純資産合計	2,303,789

損益計算書 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		530,247
売 上 原 価		195,050
売 上 総 利 益		335,197
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		341,273
営 業 損 失		△6,076
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	141	
受 取 配 当 金	423,513	
そ の 他	10,280	433,934
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,341	
社 債 利 息	1,013	
為 替 差 損	18,370	
そ の 他	1,758	23,482
経 常 利 益		404,377
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	7,898	
そ の 他	1,324	9,223
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	196	
固 定 資 産 除 却 損	1,455	
減 損 損 失	4,504	
そ の 他	1,894	8,048
税 引 前 当 期 純 利 益		405,552
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,309	
法 人 税 等 調 整 額	△1,606	703
当 期 純 利 益		404,849

計算書類

株主資本等変動計算書（自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日）

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
		資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金				利 益 剰 余 金 合 計
						新事業開 拓事業者 投資損失 準 備 金	圧縮記帳 積 立 金	圧縮記帳 特別勘定	繰越利益 剰 余 金	
2024年1月1日残高	100,000	736,400	78	736,478	18,776	326	32,922	914	775,229	828,167
事業年度中の変動額										
資本準備金の取崩	-	Δ100,000	100,000	-	-	-	-	-	-	-
新事業開拓事業者投資損失準備金の繰入	-	-	-	-	-	243	-	-	Δ243	-
新事業開拓事業者投資損失準備金の取崩	-	-	-	-	-	Δ326	-	-	326	-
圧縮記帳積立金の繰入	-	-	-	-	-	-	918	-	Δ918	-
圧縮記帳積立金の取崩	-	-	-	-	-	-	Δ2,458	-	2,458	-
圧縮記帳特別勘定の繰入	-	-	-	-	-	-	-	877	Δ877	-
圧縮記帳特別勘定の取崩	-	-	-	-	-	-	-	Δ914	914	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	Δ349,759	Δ349,759
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	404,849	404,849
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	220	220	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	Δ100,000	100,220	220	-	Δ83	Δ1,540	Δ38	56,750	55,089
2024年12月31日残高	100,000	636,400	100,297	736,697	18,776	243	31,382	877	831,979	883,256

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
2024年 1 月 1 日残高	Δ489,194	1,175,451	6,545	Δ2,975	3,569	557	1,179,577
事業年度中の変動額							
資本準備金の取崩	-	-	-	-	-	-	-
新事業開拓事業者投資損失準備金の繰入	-	-	-	-	-	-	-
新事業開拓事業者投資損失準備金の取崩	-	-	-	-	-	-	-
圧縮記帳積立金の繰入	-	-	-	-	-	-	-
圧縮記帳積立金の取崩	-	-	-	-	-	-	-
圧縮記帳特別勘定の繰入	-	-	-	-	-	-	-
圧縮記帳特別勘定の取崩	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	Δ349,759	-	-	-	-	Δ349,759
当期純利益	-	404,849	-	-	-	-	404,849
自己株式の取得	Δ2	Δ2	-	-	-	-	Δ2
自己株式の処分	617	836	-	-	-	-	836
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	507	Δ20,921	Δ20,414	Δ193	Δ20,607
事業年度中の変動額合計	615	55,924	507	Δ20,921	Δ20,414	Δ193	35,317
2024年12月31日残高	Δ488,579	1,231,375	7,052	Δ23,896	Δ16,844	364	1,214,895

計算書類の注記

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっております。

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(4) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備を除く）	38～50年
機械及び装置	10～18年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権	10年
ソフトウェア	5年
のれん	10年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、主として、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しております。

② 賞与引当金

従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込基準により計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

また、公的年金負担に要する費用のうち、1956年6月以前（公共企業体職員等共済組合法施行日前）の給付対象期間に係る共済年金給付の負担について、当該共済年金負担に係る負債額を算定し退職給付引当金に含めて計上しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は当事業年度の損益として処理しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社は、たばこ製品、医療用医薬品等の販売を行っており、このような物品の販売については、物品の引渡時点において当該物品に対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されると判断しており、当該物品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引、割戻等及び消費税等の税金を控除した金額で測定しております。

なお、たばこ税については、収益より控除しており、これらを除いた金額を売上高として損益計算書に表示しております。

(8) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、金利通貨スワップについて、一体処理（振当処理、特例処理）の要件を満たしている場合には、一体処理によっております。

(9) グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。

(10) 表示方法の変更

前事業年度において、貸借対照表上で「無形固定資産」に区分掲記して表示しておりました「特許権」は、重要性が乏しいため、当事業年度より「無形固定資産」の「その他」に含めて表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える見積りは、以下のとおりです。

なお、昨今のロシア・ウクライナ情勢については、現時点において会計上の見積り及び見積りを伴う判断に与える重要な影響はありません。

関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	1,508,834百万円
--------	--------------

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社の当事業年度末の貸借対照表において計上しております関係会社株式のうち、子会社である、JT International Holding B.V.株式が1,356,191百万円となっております。

当株式の減損処理の要否については、同社株式の帳簿価額と同社の純資産を基礎として算定された実質価額を比較することにより行っております。加えて当社は、IFRSに準拠し連結計算書類上実施しております、たばこ資金生成単位に配分されたのれんの減損テスト結果を参照し、同社株式の実質価額が著しく下落しているか否かを判断しております。

減損テストに用いた仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	26,977百万円
短期金銭債務	160,736百万円
長期金銭債務	27百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 412,765百万円

(3) 日本たばこ産業株式会社法第6条の規定により、会社の財産を社債の一般担保に供しております。

担保に係る債務の金額	社債	125,000百万円
------------	----	------------

(4) 保証債務

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
JT International Financial Services B.V.	814,346	社債に対する保証 外貨建による保証 814,346百万円 (2,600百万ユーロ) (1,945百万米ドル) (400百万英ポンド)
JT International Holding B.V.	353,210	借入保証等 外貨建による保証 353,210百万円 (2,236百万米ドル) 他
JT International S.A.	281,963	借入保証等 外貨建による保証 281,963百万円 (1,718百万米ドル) 他
JT International Company Netherlands B.V.	81,544	借入保証等 外貨建による保証 81,544百万円 (495百万ユーロ)
Gallaher Ltd.	41,690	借入保証等 外貨建による保証 41,690百万円 (264百万米ドル) 他
JT International Hellas A.E.B.E.	33,933	借入保証等 外貨建による保証 33,933百万円 (206百万ユーロ)
JT International spol. s r.o.	22,193	借入保証等 外貨建による保証 22,193百万円 (3,405百万チェココルナ) 他
JT International Germany GmbH	18,346	借入保証等 外貨建による保証 18,346百万円 (108百万ユーロ)他
JT Canada LLC Inc.	15,248	借入保証等 外貨建による保証 15,248百万円 (139百万カナダドル)
Tobaccoland Handels GmbH & Co KG	14,814	借入保証等 外貨建による保証 14,814百万円 (90百万ユーロ)
JT International Luxembourg S.A.	12,345	借入保証等 外貨建による保証 12,345百万円 (75百万ユーロ)
その他 (52社)	112,293	借入保証等
計	1,801,924	

(5) 取締役及び監査役に対する金銭債務

長期金銭債務	41百万円
--------	-------

(6) 「キャッシュ・マネージメント・システム預り金」は、当社グループ会社を対象としたキャッシュ・マネージメント・システムにおける資金の受託であります。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	59,357百万円
仕入高	78,917百万円
販売費及び一般管理費	84,596百万円
受取配当金	423,188百万円
営業取引以外の取引高	22,658百万円

(2) 研究開発費は、総額64,712百万円であり、すべて一般管理費として計上しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数 (千株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 (千株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 (千株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数 (千株)
自己株式				
普通株式	224,692	0	283	224,409
合計	224,692	0	283	224,409

(注) 普通株式の自己株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。また、普通株式の自己株式数の減少283千株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分125千株、ストック・オプションの行使121千株、パフォーマンス・シェア・ユニットとしての自己株式の処分38千株及び単元未満株式の売渡請求0千株によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
退職給付引当金		24,545百万円
共済年金給付負担金		4,284百万円
子会社株式		6,202百万円
その他		57,552百万円
繰延税金資産	小計	92,584百万円
評価性引当額		△25,535百万円
繰延税金資産	合計	67,049百万円
繰延税金負債		
圧縮記帳積立金		△13,726百万円
繰延ヘッジ損益		△11,398百万円
その他有価証券評価差額金		△3,085百万円
その他		△12,858百万円
繰延税金負債	合計	△41,068百万円
繰延税金資産の純額		25,981百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.43%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.19%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△30.21%
試験研究費等の税額控除	△0.69%
評価性引当額の増減	0.14%
その他	0.32%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.17%

(3) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度の適用により、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

7. 関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	テーブルマーク(株)	所有 直接100%	資金の貸付等	資金の貸付 (注) 1、2	百万円 25,945	関係会社 短期貸付金	百万円 21,979
				資金の返済受入 (注) 1、2	31,705	関係会社 長期貸付金	4,505
	JT International Holding B.V.	所有 直接100%	資金の借入 及び 債務保証等	資金の借入 (注) 1、2	910,000	短期借入金	100,000
				資金の返済 (注) 1、2	810,000		
				債務保証 (注) 3	353,210	—	—
	TSネットワーク(株)	所有 直接85.25%	キャッシュ・マネージメント・システムによる資金の受託	余剰資金の受入 (注) 1、2	—	キャッシュ・マネージメント・システム預り金	210,089
	日本フィルター工業(株)	所有 直接100%	キャッシュ・マネージメント・システムによる資金の受託	余剰資金の受入 (注) 1、2	—	キャッシュ・マネージメント・システム預り金	26,788
	JT International Financial Services B.V.	所有 間接100%	債務保証	債務保証 (注) 3	814,346	—	—
	JT International S.A.	所有 間接100%	委託手数料の支払 及び 債務保証	委託手数料の支払 (注) 4	36,053	未払金	36,053
				債務保証 (注) 3	281,963	—	—
	JT International Company Netherlands B.V.	所有 間接100%	債務保証	債務保証 (注) 3	81,544	—	—
	Gallaher Ltd.	所有 間接100%	債務保証	債務保証 (注) 3	41,690	—	—
	JT International Hellas A.E.B.E.	所有 間接100%	債務保証	債務保証 (注) 3	33,933	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付金利及び借入金利並びに受入金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. キャッシュ・マネージメント・システムにおける資金の貸借については、頻繁に発生する取引のため、取引金額の記載を省略しております。
3. 債務保証は銀行借入等に対し行ったものであり、保証額等に基づき算定した保証料を受け取っております。
4. 委託手数料については、一般取引条件を勘案し、合理的に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	684.01円
(2) 1株当たり当期純利益	228.02円
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	227.98円

9. 重要な後発事象に関する注記

当社は、下記のとおり借入を行いました。

- ① 借入先 株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社
- ② 借入金総額 1,000億円
- ③ 借入利率 変動金利（TIBORに基づく基準金利＋スプレッド）
- ④ 借入実行日 2025年1月31日
- ⑤ 返済期限 2055年1月31日
ただし、借入実行日から5年経過後以降の各利払日において、元本の全部又は一部の期限前弁済が可能
- ⑥ 担保・保証 無担保・無保証
- ⑦ 資金の用途 既存劣後ローンの返済に充当
- ⑧ その他の借入条件
 - (i) 利息支払に関する条項
利息の任意停止が可能。

(ii) 劣後特約

本借入の債権者は、当社の清算手続、破産手続、更生手続、民事再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続において、上位債務に劣後した劣後請求権を有する。

本借入に係る契約の各条項は、いかなる意味においても劣後債権の債権者以外の債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならない。

(iii) 借換制限

契約上の定め無し。

ただし、当社は本借入を期限前弁済する場合、期限前弁済日以前12ヶ月以内に、普通株式又は本借入と同等以上の資本性を有するものと格付機関から認定された資金により本借入を借り換えることを意図している。しかし、一定の財務基準を満たす場合には、同等以上の資本性が認定された資金による借り換えを見送る可能性がある。

10. 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

4. 事業報告の附属明細書

取締役及び監査役の兼務の状況の明細

他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員又は「会社法」第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼務する当社の取締役及び監査役の重要な兼職の状況は次のとおりであります。

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	摘要
取締役	寺 晶 正 道	JT International Holding B. V.	Chairman of Supervisory Board	当社のたばこ事業と同一の部類に属する事業を行う法人の持株会社として、たばこ事業全体の戦略決定を担っております。

5. 計算書類の附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

資産の種類	期首帳簿価額 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	期末帳簿価額 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)	期末取得原価 (百万円)
有形固定資産							
建物	67,108	3,707	455 (396)	5,254	65,106	178,017	243,123
構築物	1,891	195	14 (0)	223	1,849	9,778	11,627
機械及び装置	27,462	9,174	2,911 (2,609)	4,903	28,822	165,797	194,619
車両運搬具	305	900	3	242	961	1,207	2,168
工具、器具及び備品	9,652	9,519	810 (248)	5,960	12,401	57,965	70,366
土地	46,171	-	2,502 (736)	-	43,669	-	43,669
建設仮勘定	5,994	5,311	4,700 (270)	-	6,605	-	6,605
有形固定資産計	158,583	28,806	11,394 (4,260)	16,582	159,412	412,765	572,177
無形固定資産							
商標権	32,783	-	0	16,361	16,422		
ソフトウェア	8,331	14,653	427 (185)	6,076	16,481		
のれん	71,542	-	-	35,771	35,771		
その他	13,830	5,038	11,832 (59)	206	6,831		
無形固定資産計	126,487	19,691	12,259 (244)	58,414	75,505		

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損による減少額であります。

(注) 2. その他にはソフトウェア仮勘定等を含めております。

2. 引当金の明細

区 分	期 首 残 高	当期増加額	当期減少額	期 末 残 高
	百万円	百万円	百万円	百万円
貸 倒 引 当 金	139	8	26	121
賞 与 引 当 金	5,498	13,396	5,498	13,396
そ の 他 引 当 金	1,331	3,471	1,331	3,471
退 職 給 付 引 当 金	101,387	6,557	9,424	98,521

3. 販売費及び一般管理費の明細

科 目	金 額	摘 要
	百万円	
販 売 促 進 費	23,386	
報 酬 及 び 給 料 手 当	33,235	
従 業 員 賞 与	20,533	
退 職 給 付 費 用	6,233	
委 託 手 数 料	64,090	
減 価 償 却 費	61,429	
研 究 開 発 費	64,712	
そ の 他	67,655	
計	341,273	

独立監査人の監査報告書

2025年2月13日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石川 航 史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井 尾 武 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堀 江 哲 史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本たばこ産業株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第 120 条第 1 項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第 120 条第 1 項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第 120 条第 1 項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年2月13日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石川航史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井尾武司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堀江哲史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本たばこ産業株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針に係る事項に関する注記及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書及び連結持分変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備及び運用への取組みは相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025 年 2 月 17 日

日本たばこ産業株式会社 監査役会

常勤監査役

相倉 秀亮



常勤監査役

橋 本 努



常勤監査役

谷 内 繁



監 査 役

稲 田 伸 夫



監 査 役

武石 恵美子



(注) 常勤監査役 谷内 繁、監査役 稲田 伸夫及び武石 恵美子は、会社法第 2 条第 16 号及び第 335 条第 3 項に定める社外監査役であります。